

IFRS第9号

第6章

ヘッジ会計

目 次

開始する項

はじめにIN1

**国際財務報告基準 第9号
金融商品**

1 目 的	1.1
2 範 囲	2.1
3 認識及び認識の中止	3.1.1
4 分 類	4.1.1
5 測 定	5.1.1
6 ヘッジ会計	6.1.1
7 発効日及び経過措置	7.1.1

付 録

- A 用語の定義
- B 適用指針
- C 他の IFRS の修正

審議会による2009年11月公表の IFRS 第9号の承認
 審議会による2010年10月公表の IFRS 第9号の承認
 審議会による [2012年 月] 公表の IFRS 第9号の承認
 結論の根拠 (別冊参照)

付 録

他の IFRS に関する結論の根拠の修正

反対意見

設 例 (別冊参照)

付録

他の IFRS に関するガイダンスの修正

HEDGE ACCOUNTING

国際財務報告基準第9号「金融商品」(IFRS 第9号)は、1.1項から7.3.2項及び付録 A から付録 C に示されている。すべての項は同等の権威を有する。**太字**で表示している項は主な原則を示している。付録 A で定義された用語は、本基準で初出の場合には下線付(原文は斜体)で表示している。その他の用語の定義は、国際財務報告基準の用語集に示している。IFRS 第9号は、本基準の目的、結論の根拠、「国際財務報告基準に関する趣意書」及び「財務報告に関する概念フレームワーク」に照らして解釈すべきである。IAS 第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」は、明示的な指針がない場合において、会計方針の選択及び適用のための根拠を提供する。

はじめに

本基準公表の理由

- IN1 IAS 第39号「金融商品：認識及び測定」は、金融資産、金融負債、及び非金融商品を売買する一部の契約の認識及び測定に関する要求事項を示している。国際会計基準審議会はその前身である国際会計基準委員会から IAS 第39号を引き継いだ。
- IN2 多くの財務諸表利用者その他の利害関係者が、当審議会に、IAS 第39号の要求事項は理解、適用及び解釈が困難であるという意見を寄せてきた。彼らは当審議会に、金融商品の財務報告に関する原則ベースの複雑性の低い新しい基準の開発を求めた。当審議会は、要求事項の明確化、ガイダンスの追加及び内部的な不整合の除去のため、数回にわたり IAS 第39号を改訂してきたが、これまで金融商品の財務報告について抜本的な再検討は行ってこなかった。
- IN3 2005年に、IASB と米国財務会計基準審議会（FASB）は、金融商品の財務報告を改善し簡素化するという長期目標に向けての作業を開始した。この作業の結果、2008年3月に、ディスカッション・ペーパー「金融商品の報告における複雑性の低減」が公表された。当該ペーパーでは、金融商品の測定及びヘッジ会計に重点を置きながら、金融商品の会計基準を改善し簡素化するためのいくつかの考え得るアプローチを特定した。当該ペーパーに対するコメントは、金融商品の報告に関する要求事項の大幅な変更を支持するものであった。当審議会は、2008年11月に本プロジェクトをアクティブ・アジェンダに加え、FASB は、2008年12月に本プロジェクトを自身のアジェンダに加えた。
- IN4 2009年4月に、両審議会は、金融危機に対応した作業に対して寄せられた意見を受け、また G20首脳会議の結論や金融安定理事会などの国際的機関からの提言を受けて、IAS 第39号の置換えを加速化する日程表を公表した。その結果、当審議会は2009年7月に公開草案「金融商品：分類及び測定」を公表し、続いて、2009年11月に IFRS 第9号「金融商品」を公表した。

IAS 第39号を置き換える IASB のアプローチ

- IN5 当審議会は、IFRS 第9号によって最終的には IAS 第39号の全体を置き換えるつもりである。しかし、金融商品の会計基準を速やかに改善すべきであるという利害関係者からの要請に応じて、当審議会は IAS 第39号を置き換えるプロジェクトを3つの主要なフェーズに分割した。当審議会は、それぞれのフェーズを完了するごとに、IAS 第39号の関連する部分を削除し、IAS 第39号の要求事項を置き換える IFRS 第9号の章を設定する。
- IN6 当審議会の IAS 第39号を置換えるプロジェクトの3つの主要なフェーズは、次のとおりである。

- (a) **フェーズ1：金融資産及び金融負債の分類及び測定。**2009年11月に、当審議会は、IFRS 第9号の金融資産の分類及び測定に関する各章を公表した。2010年10月に、当審議会はIFRS 第9号に金融負債の分類及び測定に関する要求事項を追加した。それらの追加的な要求事項は、IN7項でさらに詳細に説明している。2011年11月に、当審議会は分類及び測定の限定的な修正を検討することを決定した。
- (b) **フェーズ2：減損の方法。**2009年6月に、当審議会は金融資産の減損に係る予想損失モデルの実行可能性についての「情報要請」を公表した。これは2009年11月公表の公開草案「金融商品：償却原価及び減損」及び2011年1月公表の公開草案補足文書「金融商品：減損」の基礎となった。当審議会は、コメント提出者から受けたコメントや、専門家諮問パネル及び他のアウトリーチ活動からの提言に対応するため、公開草案及び公開草案補足文書の提案を再審議している。
- (c) **フェーズ3：ヘッジ会計。**2012年〔日付〕に、当審議会は、IFRS 第9号に一般ヘッジ会計に関する要求事項を追加した。それらの追加的な要求事項は、IN8項でさらに詳細に説明している。

IN7 2010年10月に、当審議会はIFRS 第9号に金融負債の分類及び測定に関する要求事項を追加した。金融負債の分類及び測定に関するIAS 第39号の要求事項の大半が、そのままIFRS 第9号に引き継がれた。しかし、金融負債についての公正価値オプションに関する要求事項が、自己の信用リスクを取り扱うために変更された。それらの改善は、負債の信用リスクの変動の影響は当該負債が売買目的で保有されている場合を除いて純損益に影響させるべきではないという、財務諸表利用者等からの一貫したフィードバックに対応したものである。この改善は、2010年5月に公開草案「金融負債に関する公正価値オプション」で公表された提案から出たものである。

IN8 2012年〔日付〕に、当審議会は、IFRS 第9号にヘッジ会計に関する要求事項を追加した。

- (a) 当審議会は、IAS 第39号におけるヘッジ会計の要求事項を包括的に見直し、IFRS 第9号における要求事項に置き換えた。
- (b) IFRS 第9号における要求事項は、ヘッジ会計をリスク管理により密接に合わせるものであり、財務諸表利用者にとってより有用な情報をもたらす。この要求事項は、ヘッジ会計へのより原則主義的なアプローチを確立し、IAS 第39号におけるヘッジ会計モデルの不整合及び弱点に対処するものでもある。
- (c) 当審議会は、オープン・ポートフォリオ又はマクロヘッジの個別の会計処理を、IFRS 第9号における一般ヘッジ会計の一部としては扱わなかった。当審議会は、オープン・ポートフォリオ又はマクロヘッジの会計処理を、ディスカッション・ペーパーの公表を目的としたアクティブ・アジェンダの一部として議論している。したがっ

て、当審議会は、IAS 第39号における金融資産又は金融負債のポートフォリオの金利エクスポージャーの公正価値ヘッジについての例外を再検討していない。この例外は引き続き適用される（IAS 第39号の第81A 項、第89A 項及び AG114項から AG132項参照）。

- IN9 前述の3つのフェーズに加えて、当審議会は2009年3月に公開草案「認識の中止」（IAS 第39号及び IFRS 第7号「金融商品：開示」の改訂案）を公表した。しかし、2010年6月に当審議会は戦略と作業計画を改訂し、金融資産及び金融負債の認識の中止に関する IAS 第39号の現行の要求事項を維持するが、改善した開示要求を最終基準とすることを決定した。新しい要求事項は、2010年10月に IFRS 第7号の修正として公表され、発効日は2011年7月1日である。その後2010年10月に、金融資産及び金融負債の認識の中止に関する IAS 第39号の要求事項が、そのまま IFRS 第9号に引き継がれた。
- IN10 IN7項及び IN9項で説明した追加された要求事項の結果として、IFRS 第9号（2009年公表）とその結論の根拠（2009年公表）の構成が変更された。多くの項の番号が変更され、一部は順序が変更された。新しい項が、IAS 第39号からそのまま引き継がれたガイダンスを受け入れるために追加された。また、本プロジェクトの今後の各フェーズから生じるガイダンスの受け皿として、新しいセクションが IFRS 第9号に追加された。それ以外の点では、構成の変更による2009年公表の IFRS 第9号の要求事項の変更はない。IFRS 第9号に関する結論の根拠は、IAS 第39号に関する結論の根拠のうち再検討なしに引き継がれたガイダンスについて議論している内容を含めるように拡張された。その内容には必要な小幅の修正が加えられている。

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産として指定する選択肢

- 4.1.5 4.1.1項から4.1.4項の要求にかかわらず、企業は、当初認識時に、金融資産を純損益を通じて公正価値で測定するものとして取消不能の指定をすることができるが、この指定が認められるのは、指定しない場合に資産又は負債の測定又はそれらに係る利得及び損失の認識を異なる基礎で行うことから生じるであろう測定又は認識の不整合（「会計上のミスマッチ」と呼ばれることがある）を、その指定が除去又は大幅に低減する場合である（B4.1.29項から B4.1.32項参照）。
- 4.1.6 IFRS 第7号「金融商品：開示」は、企業が純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定した金融資産に関する開示を提供することを要求している。

純損益を通じて公正価値で測定する金融負債として指定する選択肢

- 4.2.2 企業は、当初認識時に、金融負債を純損益を通じて公正価値で測定するものとして取消不能の指定をすることができるが、この指定が認められるのは、4.3.5項で認めている場合、又は指定により次のいずれかの理由で情報の目的適合性が高まる場合である。
- (a) このような指定を行わない場合に資産若しくは負債の測定又はそれらに係る利得若しくは損失の認識を異なったベースで行うことから生じる測定上又は認識上の不整合（「会計上のミスマッチ」と呼ばれることがある）を、その指定が解消又は大幅に低減する場合（B4.1.29項から B4.1.32項参照）
 - (b) 金融負債のグループ又は金融資産と金融負債のグループが、文書化されたリスク管理戦略又は投資戦略に従って、公正価値ベースで管理され業績評価されており、当該グループに関する情報が、例えば当該企業の取締役及び最高経営責任者のような企業の経営幹部（IAS 第24号「関連当事者についての開示」で定義）に対して社内的にそのベースで提供されている場合（B4.1.33項から B4.1.36項参照）
- 4.2.3 IFRS 第7号は、企業が純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定した金融負債に関する開示を提供することを要求している。
- 4.4.3 次のような状況の変化は、4.4.1項及び4.4.2項の目的上は分類変更ではない。
- (a) それまではキャッシュ・フロー・ヘッジ又は純投資ヘッジにおける指定された有効なヘッジ手段であった項目が、適格ではなくなった。
 - (b) ある項目が、キャッシュ・フロー・ヘッジ又は純投資ヘッジにおける指定された有効なヘッジ手段になった。
 - (c) 6.7節に従った測定の変更

5.2 金融資産の事後測定

- 5.2.1 当初認識後、企業は、4.1.1項から4.1.5項に従って、金融資産を公正価値又は償却原価（IAS 第39号の第9項及びAG5項からAG8項）で測定しなければならない。
- 5.2.2 企業は、IAS 第39号の第58項から第65項及びAG84項からAG93項の減損の要求事項を、償却原価で測定する金融資産に適用しなければならない。
- 5.2.3 企業は、6.5.8項から6.5.14項（及び、該当がある場合は、金利リスクのポートフォリオ・ヘッジの公正価値ヘッジ会計についてIAS 第39号の第89項から第94項）のヘッジ会計の要求事項を、ヘッジ対象として指定された金融資産に適用しなければならない。

5.3 金融負債の事後測定

- 5.3.1 当初認識後、企業は、金融負債を4.2.1項から4.2.2項に従って測定しなければならない（IAS 第39号の第9項及びAG5項からAG8項参照）。
- 5.3.2 企業は、6.5.8項から6.5.14項（及び、該当がある場合は、金利リスクのポートフォリオ・ヘッジの公正価値ヘッジ会計についてIAS 第39号の第89項から第94項）のヘッジ会計の要求事項を、ヘッジ対象として指定された金融負債に適用しなければならない。

5.7 利得及び損失

- 5.7.1 公正価値で測定する金融資産又は金融負債に係る利得又は損失は、純損益に認識しなければならない。ただし、次の場合を除く。
- (a) ヘッジ関係（6.5.8項から6.5.14項及び、該当がある場合は、金利リスクのポートフォリオ・ヘッジの公正価値ヘッジ会計についてIAS 第39号の第89項から第94項を参照）の一部であるもの
 - (b) 資本性金融商品に対する投資であり、企業が当該投資に係る利得及び損失を5.7.5項に従ってその他の包括利益に表示することを選択しているもの
 - (c) 純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債であり、5.7.7項に従って当該負債の信用リスクの変動の影響をその他の包括利益に表示することが要求されているもの
- 5.7.2 償却原価で測定する金融資産のうち、ヘッジ関係（6.5.8項から6.5.14項及び、該当がある場合は、金利リスクのポートフォリオ・ヘッジの公正価値ヘッジ会計についてIAS 第39号の第89項から第94項を参照）の一部ではないものに係る利得又は損失は、当該金融資産の認識の中止、減損又は5.6.2項に従った分類変更時及び償却過程において、純損益に認識しなければならない。償却原価で測定する金融負債でヘッジ関係（6.5.8項から

6.5.14項及び、該当がある場合は、金利リスクのポートフォリオ・ヘッジの公正価値ヘッジ会計について IAS 第39号の第89項から第94項を参照)の一部ではないものに係る利得又は損失は、当該金融負債の認識の中止時及び償却過程において、純損益に認識しなければならない。

5.7.3 ヘッジ対象である金融資産又は金融負債に係る利得又は損失は、6.5.8項から6.5.14項及び、該当がある場合は、金利リスクのポートフォリオ・ヘッジの公正価値ヘッジ会計について IAS 第39号の第89項から第94項に従って認識しなければならない。

5.7.4 企業が決済日会計（3.1.2項並びに B3.1.3項及び B3.1.6項参照）を用いて金融資産を認識している場合には、取引日と決済日との間における、受け取るべき金融資産の公正価値の変動は、償却原価で測定する資産については認識されない（減損損失を除く）。しかし、公正価値で測定する資産については、公正価値の変動は、5.7.1項に従って、適宜、純損益又はその他の包括利益に認識しなければならない。

第 6 章 ヘッジ会計

6.1 ヘッジ会計の目的及び範囲

6.1.1 ヘッジ会計の目的は、純損益（又は、5.7.5 項に従って公正価値変動をその他の包括利益に表示することを企業が選択した資本性金融商品に対する投資の場合には、その他の包括利益）に影響を与える可能性のある特定のリスクから生じるエクスポージャーを管理するために金融商品を用いる企業のリスク管理活動の影響を、財務諸表において表現することである。このアプローチは、ヘッジ手段の目的と効果を理解できるようにするために、その背景を伝えることを目的とするものである。

6.1.2 企業は、6.2.1 項から 6.3.7 項及び B6.2.1 項から B6.3.25 項に従って、ヘッジ手段とヘッジ対象との間のヘッジ関係を指定することを選択できる。適格要件を満たすヘッジ関係について、企業は、ヘッジ手段及びヘッジ対象に係る利得又は損失を、6.5.1 項から 6.5.14 項及び B6.5.1 項から B6.5.28 項に従って会計処理しなければならない。ヘッジ対象が項目グループである場合には、企業は 6.6.1 項から 6.6.6 項及び B6.6.1 項から B6.6.16 項の追加的な要求事項に従わなければならない。

6.1.3 金融資産又は金融負債の金利エクスポージャーの公正価値ヘッジについて（かつ、当該ヘッジについてのみ）、企業は、本基準の要求事項に代えて、IAS 第 39 号「金融商品：認識及び測定」のヘッジ会計の要求事項を適用することができる。その場合、企業は、金利リスクのポートフォリオ・ヘッジの公正価値ヘッジ会計に関する具体的な要求事項も適用して、通貨金額である部分をヘッジ対象として指定しなければならない（IAS 第 39 号の 81A 項、89A 項及び AG114 項から AG132 項参照）。

6.2 ヘッジ手段

適格なヘッジ手段

6.2.1 純損益を通じて公正価値で測定するデリバティブは、ヘッジ手段として指定することができる。ただし、一部の売建オプションを除く（B6.2.4 項参照）。

6.2.2 純損益を通じて公正価値で測定する非デリバティブ金融資産又は非デリバティブ金融負債は、ヘッジ手段として指定することができる。ただし、純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定した金融負債のうち、当該負債の信用リスクに起因する公正価値の変動の金額を 5.7.7 項に従ってその他の包括利益に表示するものは除く。

6.2.3 ヘッジ会計の目的上、報告企業の外部（すなわち、報告対象としている企業集団又は個別企業の外部）の者との契約のみが、ヘッジ手段として指定することができる。

ヘッジ手段の指定

6.2.4 ヘッジ手段は、その全体をヘッジ関係において指定しなければならない。次の場合にのみ例外が認められる。

- (a) オプション契約の本源的価値と時間的価値を区分して、オプションの本源的価値の変動のみをヘッジ手段に指定し、時間的価値の変動は指定しない場合（6.5.15 項及び B6.5.29 項から B6.5.33 項参照）
- (b) 先渡契約の金利要素と直物価格とを区分して、先渡契約の直物要素の変動のみをヘッジ手段に指定し、金利要素は指定しない場合（6.5.16 項及び B6.5.34 項から B6.5.35 項参照）
- (c) 為替リスクのヘッジについては、非デリバティブ金融資産又は非デリバティブ金融負債の為替リスク部分をヘッジ手段として指定できる。ただし、5.7.5 項に従って公正価値の変動をその他の包括利益に表示することを企業が選択した資本性金融商品に対する投資ではない場合に限る。
- (d) ヘッジ手段全体の比例的部分（例えば、名目金額の 50%）をヘッジ関係においてヘッジ手段として指定することができる。ただし、ヘッジ手段は、当該ヘッジ手段が未決済である期間の一部分だけから生じる公正価値の変動の部分については、指定することができない。

6.2.5 企業は、次のものの組合せについては、組合せで考えて一緒にヘッジ手段として指定することができる（一部のヘッジ手段から生じるリスクが他のヘッジ手段から生じるリスクと相殺される状況を含む）。

- (a) デリバティブ又はその比例的部分
- (b) 非デリバティブ又はその比例的部分

6.2.6 しかし、売建オプションと買建オプションを組み合わせたデリバティブ（例えば、金利カラー）は、指定日において実質的に正味の売建オプションである場合には、ヘッジ手段として適格ではない（ただし、B6.2.4 項に従って適格となる場合は除く）。同様に、複数の金融商品（又はそれらの比例的部分）を一緒にヘッジ手段として指定できるのは、それらの組合せが、実質的に、指定日において正味の売建オプションではない場合のみである（ただし、B6.2.4 項に従って適格となる場合は除く）。

6.3 ヘッジ対象

適格なヘッジ対象

6.3.1 ヘッジ対象は、認識されている資産又は負債、未認識の確定約定、可能性の非常に高い予定取引、又は在外営業活動体に対する純投資のいずれでもよい。ヘッジ対象は次のいずれであってもよい。

(a) 単一の項目

(b) 複数項目のグループ（6.6.1 項から 6.6.6 項及び B6.6.1 項から B6.6.16 項に従う）

ヘッジ対象はこれらの項目又は項目グループの構成要素であってもよい（6.3.7 項及び B6.3.7 項から B6.3.25 項参照）。

6.3.2 ヘッジ対象は信頼性をもって測定可能でなければならない。

6.3.3 ヘッジ対象が予定取引（又はその構成要素）である場合には、その取引は可能性が非常に高くなければならない。

6.3.4 6.3.1 項に基づいてヘッジ対象として適格となり得るエクスポージャーとデリバティブとの組合せである合計エクスポージャーは、ヘッジ対象として指定することができる（B6.3.3 項及び B6.3.4 項参照）。これには、合計エクスポージャーの予定取引（すなわち、エクスポージャー及びデリバティブを生じる確定ではないが予想される将来取引）のうち、当該合計エクスポージャーの可能性が非常に高く、かつ、それが発生して予定取引でなくなった場合にヘッジ対象として適格であるものが含まれる。

6.3.5 ヘッジ会計の目的上、報告企業の外部の者との資産、負債、確定約定又は可能性の非常に高い予定取引のみが、ヘッジ対象として指定できる。ヘッジ会計が同一企業集団内の企業間の取引に適用できるのは、当該企業の個別財務諸表においてのみであり、当該企業集団の連結財務諸表では適用できない。

6.3.6 ただし、6.3.5 項の例外として、連結会社間の貨幣性項目（例えば、2 つの子会社間の債権債務）の為替リスクは、連結財務諸表においてヘッジ対象として指定することができる。IAS 第 21 号「外国為替レート変動の影響」に従って連結上完全には消去されない為替差損益へのエクスポージャーが生じることが条件となる。IAS 第 21 号に従えば、連結会社間の貨幣性項目に係る為替差損益は、その連結会社間の貨幣性項目が機能通貨の異なる 2 つのグループ企業の間で取引されている場合には、連結上完全には消去されない。さらに、可能性の非常に高い予定取引の為替リスクは、連結財務諸表においてヘッジ対象として適格となり得るが、当該取引の表示通貨が当該取引を行う企業の機能通貨と異なっていて、為替リスクが純損益に影響する場合に限る。

ヘッジ対象の指定

6.3.7 企業は、ある項目の全体又はある項目の構成要素をヘッジ関係におけるヘッジ対象として指定することができる。項目の全体は、ある項目のキャッシュ・フロー又は公正価

値のすべての変動で構成される。構成要素は、ある項目の公正価値の変動又はキャッシュ・フローの変動性の全体に満たないもので構成される。その場合、企業は、次の種類の構成要素（組合せを含む）のみをヘッジ対象として指定することができる。

- (a) ある項目のキャッシュ・フロー又は公正価値の変動のうち特定のリスク（リスク要素）に起因する部分のみ。これは、特定の市場構造の文脈における評価に基づいて、リスク要素が独立に識別可能で、信頼性をもって測定可能である場合に限る（B6.3.8項から B6.3.15項参照）。リスク要素には、ヘッジ対象のキャッシュ・フロー又は公正価値の変動のうち特定の価格又は他の変数を上回る部分又は下回る部分のみ（片側リスク）の指定も含まれる。
- (b) 選択された1つ又は複数の契約上のキャッシュ・フロー
- (c) 名目金額部分、すなわち、ある項目の金額の特定の部分（B6.3.16項から B6.3.20項参照）

6.4 ヘッジ会計の適格要件

6.4.1 ヘッジ関係は、次の要件をすべて満たす場合にのみ、ヘッジ会計に適格となる。

- (a) ヘッジ関係が、適格なヘッジ手段及びヘッジ対象のみで構成されていること。
- (b) ヘッジの開始時に、ヘッジ関係並びにヘッジの実行に関する企業のリスク管理目的及び戦略の公式な指定と文書化があること。その文書化は、次の事項の明確化を含んでいなければならない。その事項とは、ヘッジ手段、ヘッジ対象、ヘッジされるリスクの性質、及びヘッジ関係がヘッジ有効性の要求を満たしているかどうかを企業が判定する方法（ヘッジ非有効部分の発生原因の分析及びヘッジ比率の決定方法を含む）である。
- (c) ヘッジ関係が次のようなヘッジ有効性の要求のすべてを満たしていること。
 - (i) ヘッジ対象とヘッジ手段との間に経済的関係があること（B6.4.3項から B6.4.5項参照）。
 - (ii) 信用リスクの影響が、当該経済的関係から生じる価値変動に著しく優越するものではないこと（B6.4.6項及び B6.4.7項参照）。
 - (iii) ヘッジ関係のヘッジ比率が、企業が実際にヘッジしているヘッジ対象の量と企業がヘッジ対象の当該量を実際にヘッジするのに使用しているヘッジ手段の量から生じるものと同じであること。ただし、その指定は、ヘッジ会計の目的と不整合となる会計上の結果を生じる可能性のあるヘッジ非有効部分（認識され

ているかどうかに関係なく)を作り出すようなヘッジ対象とヘッジ手段のウェイト付けの不均衡を反映するものであってはならない (B6.4.8 項から B6.4.10 項参照)。

6.5 適格ヘッジの会計処理

6.5.1 企業は、6.4.1 項の適格要件 (ヘッジ関係を指定するという企業の決定が含まれる) を満たすヘッジ関係にヘッジ会計を適用する。

6.5.2 ヘッジ関係には 3 つの種類がある。

(a) 公正価値ヘッジ: 認識されている資産若しくは負債又は未認識の確定約定 (あるいはそうした項目の構成要素) の公正価値の変動のうち、特定のリスクに起因し、純損益に影響する可能性があるものに対するエクスポージャーのヘッジ

(b) キャッシュ・フロー・ヘッジ: 認識されている資産若しくは負債 (変動金利の負債に係る将来の利払の全部又は一部など) 又は可能性の非常に高い予定取引の全部又は構成部分に係る特定のリスクに起因し、かつ、純損益に影響する可能性があるキャッシュ・フローの変動性に対するエクスポージャーのヘッジ

(c) 在外営業活動体に対する純投資のヘッジ (IAS 第 21 号で定義)

6.5.3 ヘッジ対象が、5.7.5 項に従って公正価値の変動をその他の包括利益に表示することを企業が選択した資本性金融商品である場合には、6.5.2 項(a)で言及しているヘッジ対象エクスポージャーは、その他の包括利益に影響する可能性があるものでなければならない。その場合 (かつ、その場合のみ) には、認識するヘッジ非有効部分をその他の包括利益に表示する。

6.5.4 確定約定の為替リスクのヘッジは、公正価値ヘッジとして会計処理することも、キャッシュ・フロー・ヘッジとして会計処理することもできる。

6.5.5 ヘッジ関係がヘッジ比率に関するヘッジ有効性の要求 (6.4.1 項(c)(iii)参照) に合致しなくなったが、その指定されたヘッジ関係についてのリスク管理目的は依然として同じである場合には、企業は、適格要件を再び満たすようにヘッジ関係のヘッジ比率を調整しなければならない (「バランス再調整」——B6.5.7 項から B6.5.21 項参照)。

6.5.6 企業は、ヘッジ関係 (又はヘッジ関係の一部) が適格要件を満たさなくなった場合 (該当がある場合には、ヘッジ関係のバランス再調整を考慮に入れた後) でのみ、ヘッジ会計を中止しなければならない。これには、ヘッジ手段が消滅、売却、終結又は行使となった場合が含まれる (この目的上、ヘッジ手段の他のヘッジ手段への入替え又は更改は、それが企業の文書化されたリスク管理目的の一部であり当該目的と

整合したものである場合には、消滅又は終結ではない)。ヘッジ会計の中止は、ヘッジ関係全体に影響する場合もあれば、ヘッジ関係の一部のみに影響する場合もある（その場合、ヘッジ会計はヘッジ関係の残りの部分について継続する）。

6.5.7 企業は、状況に応じて次の各項を適用しなければならない。

- (a) ヘッジ対象（又はその構成要素）が償却原価で測定する金融商品である公正価値ヘッジについてヘッジ会計を中止する場合には、6.5.10 項
- (b) キャッシュ・フロー・ヘッジについてヘッジ会計を中止する場合には、6.5.12 項

公正価値ヘッジ

6.5.8 公正価値ヘッジが 6.4.1 項の適格要件を満たしている限りは、ヘッジ関係を次のように会計処理しなければならない。

- (a) ヘッジ手段に係る利得又は損失は、純損益（又はその他の包括利益（当該ヘッジ手段が、5.7.5 項に従って公正価値の変動をその他の包括利益に表示することを企業が選択した資本性金融商品をヘッジしている場合））に認識しなければならない。
- (b) ヘッジ対象に係るヘッジ利得又は損失は、ヘッジ対象の帳簿価額（該当がある場合）を調整するとともに、純損益に認識しなければならない。ただし、ヘッジ対象が、5.7.5 項に従って公正価値の変動をその他の包括利益に表示することを企業が選択した資本性金融商品である場合には、当該金額はその他の包括利益に残さなければならない。ヘッジ対象が未認識の確定約定（又はその構成要素）である場合には、ヘッジ対象の公正価値のその後の変動累計額は資産又は負債として認識し、対応する利得又は損失を純損益に認識する。

6.5.9 公正価値ヘッジにおけるヘッジ対象が、非金融資産の取得又は非金融負債の引受を行う確定約定（又はその構成要素）である場合には、企業がその確定約定を実行することにより生じる非金融資産又は非金融負債の当初の帳簿価額を、財政状態計算書に認識したヘッジ対象の公正価値の変動累計額を含めるように調整する。

6.5.10 6.5.8 項(b)により生じる調整額は、ヘッジ対象が償却原価で測定する金融商品（又はその構成要素）である場合には、償却して純損益に計上しなければならない。償却は、調整額が存在するに至った時から開始することができ、遅くとも、ヘッジ対象がヘッジ手段の利得及び損失について調整されなくなる時から開始しなければならない。その償却は、償却開始日現在で再計算した実効金利を基礎とする。

キャッシュ・フロー・ヘッジ

6.5.11 キャッシュ・フロー・ヘッジが 6.4.1 項の適格要件を満たしている限りは、ヘッジ関

係を次のように会計処理しなければならない。

- (a) ヘッジ対象に関連した資本の独立の内訳項目（キャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金）を、次のいずれか（絶対額で）低い方に修正する。
- (i) ヘッジの開始時からの、ヘッジ手段に係る利得又は損失の累計額
 - (ii) ヘッジの開始時からの、ヘッジ対象の公正価値（現在価値）の変動累計額（すなわち、ヘッジされた予想将来キャッシュ・フローの変動累計額の現在価値）
- (b) ヘッジ手段に係る利得又は損失のうち有効なヘッジと判断される部分（すなわち、(a)に従って計算したキャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金の変動により相殺される部分）は、その他の包括利益に認識しなければならない。
- (c) ヘッジ手段に係る残りの利得又は損失（あるいは、(a)に従って計算したキャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金の変動をバランスさせるために要する利得又は損失）は、ヘッジ非有効部分であり、純損益に認識しなければならない。
- (d) (a)に従ってキャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金に累積された金額は、次のように会計処理しなければならない。
- (i) 予定取引のヘッジがその後に非金融資産若しくは非金融負債の認識を生じる場合、又は、非金融資産若しくは非金融負債に係る予定取引が公正価値ヘッジが適用される確定約定となった場合には、企業は、当該金額をキャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金から除去して、当該資産又は負債の当初の原価又はその他の帳簿価額に直接含めなければならない。これは組替調整ではない（IAS 第1号「財務諸表の表示」参照）ので、その他の包括利益には影響しない。
 - (ii) 上記(i)の対象となるもの以外のキャッシュ・フロー・ヘッジについては、当該金額を、キャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金から純損益に、組替調整額（IAS 第1号参照）として振り替えなければならない。これは、ヘッジされた予想将来キャッシュ・フローが純損益に影響を与えるのと同じ期間（例えば、金利収益又は金利費用が認識される期間又は予定売上の発生時）に行う。
 - (iii) ただし、当該金額が損失であり、当該損失の全部又は一部が将来の期間において回収されないと企業が予想する場合には、回収が見込まれない金額を、直ちに組替調整額（IAS 第1号参照）として純損益に振り替えなければならない。

6.5.12 企業がキャッシュ・フロー・ヘッジについてヘッジ会計を中止する場合（6.5.6 項及び 6.5.7 項(b)参照）には、6.5.11 項(a)に従ってキャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金に累積された金額を、次のように会計処理しなければならない。

- (a) ヘッジされた将来キャッシュ・フローの発生がまだ見込まれる場合には、当該金額を、当該将来キャッシュ・フローが発生するか又は 6.5.11 項(d)(iii)が適用されるまで、キャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金に残さなければならない。将来キャッシュ・フローが発生した時には、6.5.11 項(d)が適用される。
- (b) ヘッジされた将来キャッシュ・フローの発生がもはや見込まれない場合には、当該金額を、キャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金から純損益に、直ちに組替調整額（IAS 第 1 号参照）として振り替えなければならない。発生の可能性が非常に高いとはいえなくなったヘッジされた将来キャッシュ・フローであっても、依然として、将来キャッシュ・フローが発生すると見込まれる場合がある。

在外営業活動体に対する純投資のヘッジ

6.5.13 在外営業活動体に対する純投資のヘッジ（純投資の一部として会計処理される貨幣性項目のヘッジを含む、IAS 第 21 号参照）は、キャッシュ・フロー・ヘッジと同様に会計処理しなければならない。

- (a) ヘッジ手段に係る利得又は損失のうち、有効なヘッジと判断される部分は、その他の包括利益に認識しなければならない（6.5.11 項参照）。
- (b) 非有効部分は、純損益に認識しなければならない。

6.5.14 外貨換算剰余金に累積された、ヘッジの有効部分に係るヘッジ手段の利得又は損失は、当該在外営業活動体の処分又は部分的な処分の際に、IAS 第 21 号の第 48 項から第 49 項に従って、資本から純損益に、組替調整額（IAS 第 1 号参照）として振り替えなければならない。

オプションの時間的価値の会計処理

6.5.15 企業がオプション契約の本源的価値と時間的価値を区分し、オプションの本源的価値の変動のみをヘッジ手段に指定している場合（6.2.4 項(a)参照）には、オプションの時間的価値を次のように会計処理しなければならない（B6.5.29 項から B6.5.33 項参照）。

- (a) オプションの時間的価値を、当該オプションがヘッジしているヘッジ対象の種類ごとに区分しなければならない（B6.5.29 項及び B6.5.30 項参照）。
 - (i) 取引に関連したヘッジ対象
 - (ii) 期間に関連したヘッジ対象
- (b) 取引に関連したヘッジ対象をヘッジしているオプションの時間的価値の公正価値変動は、ヘッジ対象に関連する範囲でその他の包括利益に認識し、資本の独立の内訳項目に累積しなければならない。資本の独立の内訳項目に累積された、オプション

の時間的価値から生じた公正価値変動の累計額は、次のように会計処理しなければならない。

- (i) そのヘッジ対象がその後に非金融資産若しくは非金融負債、又は公正価値ヘッジ会計が適用される確定約定の認識を生じる場合には、当該金額を資本の独立の内訳項目から除去し、当該資産又は負債の当初の原価又はその他の帳簿価額に直接含めなければならない。これは組替調整ではない（IAS 第1号参照）ので、その他の包括利益には影響しない。
 - (ii) 上記(i)の対象となるもの以外のヘッジ関係については、当該金額を、資本の独立の内訳項目から純損益に、組替調整額（IAS 第1号参照）として振り替えなければならない。これは、ヘッジされた予想将来キャッシュ・フローが純損益に影響を与えるのと同じ期間（例えば、予定売上が発生する期間）に行う。
 - (iii) ただし、当該金額の全部又は一部が将来の期間において回収されないと見込まれる場合には、回収が見込まれない金額を、直ちに組替調整額（IAS 第1号参照）として純損益に振り替えなければならない。
- (c) 期間に関連したヘッジ対象をヘッジしているオプションの時間的価値の公正価値変動は、ヘッジ対象に関連する範囲でその他の包括利益に認識し、資本の独立の内訳項目に累積しなければならない。オプションをヘッジ手段に指定した日現在の時間的価値は、ヘッジ対象に関連する範囲で、オプションの本源的価値についてのヘッジ調整が純損益（又はその他の包括利益（ヘッジ対象が、5.7.5項に従って公正価値の変動をその他の包括利益に表示することを企業が選択した資本性金融商品である場合の））に影響を与える可能性のある期間にわたって規則的かつ合理的な基準で償却しなければならない。したがって、各報告期間において、償却額を、資本の独立の内訳項目から純損益に、組替調整額（IAS 第1号参照）として振り替えなければならない。ただし、オプションの本源的価値の変動をヘッジ手段として含んだヘッジ関係についてヘッジ会計が中止された場合には、資本の独立の内訳項目に累積された正味の金額（すなわち、償却累計額を含む）は、直ちに、組替調整額（IAS 第1号参照）として純損益に振り替えなければならない。

先渡契約の金利要素の会計処理

6.5.16 企業が先渡契約の金利要素と直物要素を区分し、先渡契約の直物要素の価値の変動のみをヘッジ手段に指定している場合(6.2.4項(b)参照)には、ヘッジ対象に関連する範囲で、金利要素の公正価値の変動をその他の包括利益に認識して、資本の独立の内訳項目に累積することができる(B6.5.34項及びB6.5.35項参照)。ヘッジ関係の開始時に存在する金利要素は、ヘッジ対象に関連する範囲で、当該金利要素が関係する期間にわたって規則的かつ合理的な基準で償却する。したがって、各報告期間において、償却額を、資本

の独立の内訳項目から純損益に、組替調整額（IAS 第 1 号参照）として振り替えなければならない。ただし、直物要素の変動をヘッジ手段として含んだヘッジ関係についてヘッジ会計が中止された場合には、資本の独立の内訳項目に累積された正味の金額（すなわち、償却累計額を含む）は、直ちに、組替調整額（IAS 第 1 号参照）として純損益に振り替えなければならない。

6.6 項目グループのヘッジ

ヘッジ対象としての項目グループの適格性

6.6.1 項目グループ（純額ポジションを構成する項目グループを含む、B6.6.1 項から B6.6.8 項参照）は、次の場合にのみ、適格なヘッジ対象である。

- (a) 個々に適格なヘッジ対象である項目（その構成要素も含む）で構成されている。
- (b) 当該グループの各項目が、リスク管理の目的上、グループとして一緒に管理されている。かつ、
- (c) 項目グループのキャッシュ・フロー・ヘッジで、各項目のキャッシュ・フローの変動性が、グループのキャッシュ・フローの全体的な変動性にほぼ比例しているとは予想されず、相殺しあうリスク・ポジションが生じる場合において、
 - (i) 為替リスクのヘッジであり、かつ、
 - (ii) その純額ポジションの指定が、予定取引が純損益に影響すると見込まれる報告期間を、その内容及び数量とともに、特定している（B6.6.7 項から B6.6.8 項参照）。

名目金額の構成要素の指定

6.6.2 適格な項目グループの比例的部分である構成要素は、その指定が企業のリスク管理目的と整合する場合には、適格なヘッジ対象である。

6.6.3 全体的な項目グループの階層部分（例えば、底溜り階層）は、次のすべてに該当する場合にのみ、ヘッジ会計に適格である。

- (a) 独立に識別可能で、信頼性をもって測定可能である。
- (b) リスク管理目的が、階層部分をヘッジすることである。
- (c) 階層部分を識別する基となった全体的なグループの中の項目が、同一のヘッジされるリスクに晒されている（このため、ヘッジされる階層の測定が、全体的なグループの中のどの特定の項目がヘッジされる階層の一部を構成するのには大きな影響

を受けない)。

- (d) 既存の項目（例えば、未認識の確定約定又は認識されている資産）のヘッジについて、企業が、ヘッジされる階層を定義する基となった全体的な項目グループを識別し追跡することができる（このため、企業が適格ヘッジの会計処理に関する要求事項に準拠することが可能である）。
- (e) 期限前オプションを含んだ当該グループの中のいずれかの項目が、名目金額の構成要素についての要求事項を満たしている（B6.3.20 項）。

表 示

6.6.4 相殺しあうヘッジされるリスク・ポジションを有する項目グループのヘッジ（すなわち、純額ポジションのヘッジ）で、そのヘッジされたリスクが、純損益及びその他の包括利益計算書上の異なる表示科目に影響を与えるものについては、当該計算書において、ヘッジ手段に係る利得又は損失を、ヘッジ対象の影響を受けるものとは別個の表示科目に表示しなければならない。したがって、当該計算書において、ヘッジ対象自体に関連する表示科目（例えば、収益又は売上原価）は影響を受けない。

6.6.5 公正価値ヘッジにおいてグループとして一緒にヘッジされている資産及び負債については、財政状態計算書において、個々の資産及び負債に係る利得又は損失を、6.5.8 項(b)に従って、当該グループを構成する個々の項目のそれぞれの帳簿価額の修正として認識しなければならない。

ゼロの純額ポジション

6.6.6 ヘッジ対象が、ゼロの純額ポジションであるグループである（すなわち、それらの中のヘッジ対象が、グループとして管理されているリスクを完全に相殺しあっている）場合には、企業は、次のすべてに該当することを条件に、そのポジションを、ヘッジ手段を含まないヘッジ関係において指定することが認められる。

- (a) そのヘッジがローリング正味リスクヘッジ戦略の一部であり、それにより、時間の経過とともに（例えば、取引が企業がヘッジしている期間帯に移った時に）同じ種類の新規のポジションを企業が日常的にヘッジしている。
- (b) ヘッジされる純額ポジションの大きさが、ローリング正味リスクヘッジ戦略の期間にわたり変化し、企業がその正味リスクをヘッジするために適格なヘッジ手段を使用している。
- (c) 純額ポジションがゼロではなく、かつ、適格なヘッジ手段でヘッジされている場合には、このような純額ポジションにヘッジ会計が通常は適用されている。

- (d) このゼロの純額ポジションにヘッジ会計を適用しないとすると、適用していたならば純額ポジションのヘッジにおいて認識されていたであろう相殺しあうリスク・ポジションが認識されないことにより、不整合な会計上の結果を生じることとなる。

6.7 信用エクスポージャーを純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定する選択肢

信用エクスポージャーを純損益を通じて公正価値で測定するものに指定することへの適格性

6.7.1 企業が、ある金融商品の全部又は一部分の信用リスク（信用エクスポージャー）を管理するために、純損益を通じて公正価値で測定するクレジット・デリバティブを使用している場合、当該金融商品を、それがそのように管理されている範囲で（すなわち、その全部又は比例的部分を）、純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定することができる。これには次のことが条件となる。

- (a) 信用エクスポージャーの名義（例えば、借手又はローン・コミットメントの保有者）が、クレジット・デリバティブの参照企業と一致しており（「名義の一致」）、かつ、
- (b) 当該金融商品の優先順位が、クレジット・デリバティブに従って引き渡される可能性のある金融商品の優先順位と一致している。

企業は、信用リスクについて管理されている金融商品が本基準の範囲内かどうかを問わず、この指定を行うことができる（例えば、企業は本基準の範囲外であるローン・コミットメントを指定することができる）。企業は、当該金融商品を、当初認識時、当初認識後、あるいは未認識の間においても、指定することができる。企業はその指定を同時に文書化しなければならない。

純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定したクレジット・デリバティブの会計処理

6.7.2 金融商品を当初認識後に純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定した場合、又は金融商品がそれまで認識されていなかった場合には、指定日における帳簿価額と公正価値との差額を、直ちに純損益に認識しなければならない。

6.7.3 企業は、信用リスクを生じる金融商品又は当該金融資産の比例的部分を純損益を通じて公正価値で測定することを、次の両方に該当する場合には中止しなければならない。

- (a) 6.7.1 項の適格要件がもはや満たされていない。例えば、
- (i) クレジット・デリバティブ又は信用リスクを生じる関連する金融商品が、売却、終結又は決済される場合

(ii) 当該金融商品の信用リスクを、もはやクレジット・デリバティブを用いて管理していない場合。例えば、これは、借手若しくはローン・コミットメントの保有者の信用度の改善又は企業に課せられている自己資本要求の変更により、生じる可能性がある。

(b) 信用リスクを生じる金融商品が、そうでなければ純損益を通じて公正価値で測定することを要求されていない（すなわち、企業の事業モデルに、4.4.1 項に従って分類変更が要求されるような変化が途中で生じていない）。

6.7.4 企業が、信用リスクを生じる金融商品（又は当該金融商品の比例的部分）を純損益を通じて公正価値で測定することを中止する場合には、中止の日現在の当該金融商品の公正価値が新たな帳簿価額となる。その後は、当該金融商品を純損益を通じて公正価値で指定する前に使用していたのと同じ測定を適用しなければならない（新たな帳簿価額により生じる償却を含む）。例えば、元来は償却原価で測定するものに分類されていた金融資産は、当該測定に復帰することとなり、その実効金利は、純損益を通じて公正価値で測定することを中止した日に新たな帳簿価額に基づいて再計算される。同様に、ローン・コミットメント又は金融保証契約は、次のいずれか高い方で測定することとなる。

(a) IAS 第 37 号に従って算定した金額

(b) 中止の日における新たな帳簿価額から償却累計額を差し引いた額。償却期間は、当該金融商品の残りの存続期間である。

第7章 発効日及び経過措置

7.1 発効日

- 7.1.1 企業は、本基準を2015年1月1日以後開始する事業年度に適用しなければならない。早期適用は認められる。しかし、企業が本基準を早期適用することを選択する場合には、本基準の要求事項のすべてを同時に適用しなければならない（7.3.2項も参照）。企業が本基準を2015年1月1日前に開始する期間の財務諸表に適用する場合には、企業はその旨を開示し、同時に付録 C の修正を適用しなければならない。
- 7.1.2 2011年5月公表の IFRS 第10号及び IFRS 第11号「共同支配の取決め」により、3.2.1項、B3.2.1項から B3.2.3項、B4.3.12項(c)、B5.7.15項、C11項及び C30項が修正され、C23項から C28項及び関連する見出しが削除された。企業は、当該修正を IFRS 第10号及び IFRS 第11号の適用時に適用しなければならない。

7.2 経過措置

- 7.2.1 企業は、7.2.4項から7.2.15項、7.2.17項から7.2.21項で定められている事項を除き、本基準を IAS 第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」に従って、遡及適用しなければならない。本基準は、適用開始日時点ですでに認識の中止が行われていた項目に適用してはならない。
- 7.2.2 7.2.1項及び7.2.3項から7.2.16項の経過措置の目的上、適用開始日とは、企業が本基準の要求事項を最初に適用した日をいう。適用開始日は、次の日とすることができる。
- (a) 2011年1月1日前に本基準を初めて適用する企業においては、本基準の公表日と2010年12月31日の間の任意の日
- (b) 2011年1月1日以後に本基準を初めて適用する企業においては、本基準を適用した最初の報告期間の期首
- 7.2.3 適用開始日が報告期間の期首ではない場合には、企業はその旨及びそのような適用開始日を用いた理由を開示しなければならない。
- 7.2.4 適用開始日現在で、企業は、適用開始日に存在した事実及び状況に基づいて、金融資産が4.1.2項(a)の条件を満たしているかどうかを判定しなければならない。その結果行われる分類は、過去の報告期間における企業の事業モデルに関係なく、遡及適用しなければならない。
- 7.2.5 企業が混合契約を4.1.4項及び4.1.5項に従って公正価値で測定するが、比較報告期間において混合契約の公正価値を測定していなかった場合には、比較報告期間の混合契約の

公正価値は、各比較報告期間の末日現在の構成要素（すなわち、デリバティブでない主契約及び組込デリバティブ）の公正価値の合計額としなければならない。

7.2.6 適用開始日現在で、企業は、適用開始日における混合契約全体の公正価値と適用開始日における混合契約の構成要素の公正価値との合計額との差額を次の項目に認識しなければならない。

- (a) 本基準を報告期間の期首において初めて適用する場合には、適用を開始する報告期間の期首利益剰余金
- (b) 本基準を報告期間の期中において初めて適用する場合には、純損益

7.2.7 適用開始日現在で、企業は次の指定を行うことができる。

- (a) 金融資産を、4.1.5項に従って純損益を通じて公正価値で測定するものとして
- (b) 資本性金融商品への投資を、5.7.5項に従ってその他の包括利益を通じて公正価値で測定するものとして

こうした指定は、適用開始日現在で存在している事実及び状況に基づいて行われなければならない。当該分類は遡及適用しなければならない。

7.2.8 適用開始日現在で、企業は、

- (a) 純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定していた金融資産が4.1.5項の条件を満たさない場合には、企業は従前の指定を取り消さなければならない。
- (b) 純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定していた金融資産が4.1.5項の条件を満たしている場合には、企業は従前の指定を取り消すことができる。

こうした取消しは、適用開始日現在で存在している事実及び状況に基づいて行われなければならない。当該分類は遡及適用しなければならない。

7.2.9 適用開始日現在で、企業は、

- (a) 金融負債を、4.2.2項(a)に従って、純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定することができる。
- (b) 金融負債を純損益を通じて公正価値で測定するという指定が、当初認識時に現在の4.2.2項(a)の条件に従って行われていたが、適用開始日においてその条件が満たされていない場合には、その指定を取り消さなければならない。
- (c) 金融負債を純損益を通じて公正価値で測定するという指定が、当初認識時に現在の4.2.2項(a)の条件に従って行われていて、適用開始日においてその条件が満たされて

いる場合に、その指定を取り消すことができる。

こうした指定及び取消しは、適用開始日現在で存在した事実及び状況に基づいて行われなければならない。当該分類は遡及適用しなければならない。

- 7.2.10 企業が実効金利法又はIAS第39号の第58項から第65項及びAG84項からAG93項に定める減損の要求事項を遡及適用することが実務上不可能（IAS第8号で定義）である場合において、企業が過去の期間を修正再表示するときには、各比較期間の末日現在の金融資産又は金融負債の公正価値を、その償却原価としなければならない。企業が実効金利法又はIAS第39号の第58項から第65項及びAG84項からAG93項に定める減損の要求事項を適用することが実務上不可能（IAS第8号で定義）である場合には、適用開始日現在の金融資産又は金融負債の公正価値を、本基準の適用開始日現在の当該金融資産又は当該負債の新たな償却原価としなければならない。
- 7.2.11 企業が、同一の金融商品についての活発な市場における相場価格（すなわち、レベル1のインプット）のない資本性金融商品（又はそのような資本性金融商品に連動していて、かつ、そうした商品の引渡しによって決済しなければならないデリバティブ資産）への投資について、これまでIAS第39号に従って取得原価で会計処理していた場合には、適用開始日現在の公正価値で当該金融商品を測定しなければならない。従前の帳簿価額と公正価値との間に差額があれば、適用開始日が含まれる報告期間の期首利益剰余金に認識しなければならない。
- 7.2.12 同一の金融商品についての活発な市場における相場価格（すなわち、レベル1のインプット）のない資本性金融商品と連動していて、かつ、その引渡しにより決済しなければならないデリバティブ負債を、企業がこれまでIAS第39号に従って取得原価で会計処理していた場合には、当該デリバティブ負債を適用開始日の公正価値で測定しなければならない。従前の帳簿価額と公正価値との間の差額があれば、適用開始日が含まれる報告期間の期首利益剰余金に認識しなければならない。
- 7.2.13 適用開始日において、企業は、5.7.7項の処理が純損益において会計上のミスマッチを創出又は拡大することとなるかどうかを、適用開始日に存在している事実及び状況に基づいて、判定しなければならない。本基準は、その判定に基づいて遡及適用しなければならない。
- 7.2.14 7.2.1項の要求にかかわらず、次の期間について本基準の分類及び測定の要求事項を適用する企業の取扱いは次のとおりとする。
- (a) 2012年1月1日前に開始する報告期間に適用する企業は、過去の期間について修正再表示をする必要はなく、IFRS第7号の第44S項から第44W項に示す開示の提供を要求されない。

- (b) 2012年1月1日以後かつ2013年1月1日前に開始する報告期間に適用する企業は、IFRS 第7号の第44S 項から第44W 項に示す開示を提供するか又は過去の期間を修正再表示するかのいずれかを選択しなければならない。
- (c) 2013年1月1日以後に開始する報告期間に適用する企業は、IFRS 第7号の第44S 項から第44W 項に示す開示を提供しなければならない。過去の期間を修正再表示する必要はない。

過去の期間について修正再表示を行わない場合には、企業は従前の帳簿価額と適用開始日を含む年次報告期間の期首時点における帳簿価額との差額を、適用開始日を含む年次報告期間の期首利益剰余金（又は、適切と認められる他の資本項目）に認識しなければならない。しかし、過去の期間について修正再表示する場合には、修正再表示後の財務諸表には本基準の要求事項のすべてを反映させなければならない。

- 7.2.15 IAS 第34号「期中財務報告」に従って期中財務報告書を作成する企業は、実務上不可能（IAS 第8号で定義）な場合には、適用開始日前の期中報告期間に本基準の要求事項を適用する必要はない。

2009年公表の IFRS 第9号を早期適用した企業

- 7.2.16 企業は、7.2.1項から7.2.15項の経過措置を、該当する適用開始日に適用しなければならない。すなわち、企業は7.2.4項から7.2.11項を、IFRS 第9号（2009年公表）を適用する場合に（又は、適用しなかった場合の IFRS 第9号（2010年公表）若しくはそれを適用しなかったときの IFRS 第9号（2012年公表）全体の適用時に）、適用しなければならない。企業は、それらの項を複数回適用することは認められない。

ヘッジ会計に関する経過措置

- 7.2.17 7.2.21 に定める場合を除き、企業は、本基準のヘッジ会計の要求事項を将来に向かって適用しなければならない。
- 7.2.18 ヘッジ会計を本基準のヘッジ会計の要求事項の適用開始日から適用するためには、すべての適格要件を同日現在で満たしていなければならない。
- 7.2.19 IAS 第39号に従ってヘッジ会計に適格であったヘッジ関係で、移行時のヘッジ関係のバランス再調整（7.2.20(b)項参照）を考慮に入れた後に、本基準の要件（6.4.1項参照）に従ってもやはりヘッジ会計に適格であるものは、継続しているヘッジ関係とみなさなければならない。
- 7.2.20 本基準のヘッジ会計の要求事項の適用開始時において、企業は、
- (a) これらの要求事項の適用を、IAS 第39号のヘッジ会計の要求事項の適用を停止する

のと同じ時点から開始することができる。

- (b) IAS 第39号に従ったヘッジ比率を、該当があれば、継続するヘッジ関係のヘッジ比率のバランス再調整の出発点として考慮しなければならない。こうしたバランス再調整による利得又は損失は、純損益に認識しなければならない。

7.2.21 本基準のヘッジ会計の要求事項の将来に向かっての適用の例外として、企業は、

- (a) IAS 第39号に従って、オプションの本源的価値の変動のみをヘッジ関係におけるヘッジ手段に指定していた場合には、6.5.15項に従ったオプションの時間的価値の会計処理を遡及適用しなければならない。この遡及適用は、最も古い比較対象期間の期首に存在していたか又はそれ以後に指定されたヘッジ関係にのみ適用される。
- (b) IAS 第39号に従って、先渡契約の金利要素の変動のみをヘッジ関係におけるヘッジ手段に指定していた場合には、6.5.16項に従った先渡契約の金利要素の会計処理を遡及適用することができる。この遡及適用は、最も古い比較対象期間の期首に存在していたか又はそれ以後に指定されたヘッジ関係にのみ適用される。また、企業がこの会計処理の遡及適用を選択する場合には、この選択の要件を満たすすべてのヘッジ関係に適用しなければならない（すなわち、移行時にこの選択をヘッジ関係ごとの単位では利用できない）。

7.3 IFRIC 第9号、IFRS 第9号（2009年）及び IFRS 第9号（2010年）の廃止

7.3.1 本基準により、IFRIC 第9号「組込デリバティブの再判定」は廃止される。2010年10月に IFRS 第9号に追加された要求事項は、IFRIC 第9号の第5項及び第7項にこれまで示されていた要求事項を織り込んだ。結果的な付随的修正として、IFRS 第1号「国際財務報告基準の初度適用」は、IFRIC 第9号の第8項にこれまで示されていた要求事項を織り込んだ。

7.3.2 本基準書により、2009年公表の IFRS 第9号及び2010年公表の IFRS 第9号は廃止される。ただし、2015年1月1日に開始する事業年度については、本基準に代えて2009年公表の IFRS 第9号又は2010年公表の IFRS 第9号を適用することを選択できる。

付録 A

用語の定義

この付録は本基準 [案] の不可欠な一部である。

認識の中止 (derecognition)	これまで認識していた金融資産又は金融負債を企業の財政状態計算書から取り除くこと
デリバティブ (derivative)	<p>金融商品又は本基準の適用範囲に含まれるその他の契約 (2.1 項参照) のうち、次の 3 つの特徴のすべてを有するもの</p> <p>(a) その価値が、次のもの (「基礎数値」と呼ばれることもある) の変動に応じて変動すること。特定の金利、金融商品価格、コモディティ価格、外国為替レート、価格若しくはレートの指数、信用格付け若しくは信用指数又はその他の変数。非金融変数の場合には、当該変数が契約当事者に固有ではないことが条件となる。</p> <p>(b) 当初の純投資を全く要しないか、又は市場要因の変動に対する反応が類似する他の種類の契約について必要な当初の純投資よりも小さいこと</p> <p>(c) 将来のある日に決済されること</p>
公正価値 (fair value)	公正価値とは、測定日時点で、市場参加者の秩序ある取引において、資産を売却するために受け取るであろう価格又は負債を移転するために支払うであろう価格をいう。(IFRS 第 13 号参照)
金融保証契約 (financial guarantee contract)	特定の債務者が不正性金融商品の当初又は変更後の条件に従った期日の到来時に支払を行わないことにより保証契約保有者に発生する損失を、その保有者に対して補償することを契約発行者に要求する契約
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 (financial liability at fair value through profit or loss)	<p>次の条件のいずれかに該当する金融負債</p> <p>(a) 売却目的保有の定義に該当している。</p> <p>(b) 当初認識時において、4.2.2 項又は 4.3.5 項に従って、純損益を通じて公正価値で測定するものとして企業がし</p>

HEDGE ACCOUNTING

ている。

- (c) 当初認識後又は事後のいずれかにおいて、6.7.1 項に従って、純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定されている。

確定約定 (firm commitment)	所定の数量の資源を所定の将来の日に所定の価格で交換する拘束力のある契約
予定取引 (forecast transaction)	確定ではないが予想される将来の取引
ヘッジ比率 (hedge ratio)	ヘッジ手段の量とヘッジ対象の量との間のそれぞれのウェイト付けにおける関係
売買目的保有 (held for trading)	次のいずれかに該当する金融資産又は金融負債 <ul style="list-style-type: none">(a) 主として短期間に売却又は買戻しを行う目的で取得したか又は発生した。(b) 当初認識時において、まとめて管理され、かつ、最近における実際の短期的な利益獲得のパターンの証拠がある識別された金融商品のポートフォリオの一部である。(c) デリバティブである（金融保証契約又は指定された有効なヘッジ手段であるデリバティブを除く）。
分類変更日 (reclassification date)	企業が事業モデルの変更により金融資産を分類変更することとなる場合の、事業モデル変更後の最初の報告期間の末日
通常の方法による売買 (regular way purchase or sale)	関係する市場における規則又は慣行により一般に設定されている期間内での資産の引渡しを要求する契約による、金融資産の購入又は売却

次の用語は、IFRS 第 9 号の付録 A、IAS 第 32 号の第 11 項、IAS 第 39 号の第 9 項又は IFRS 第 7 号の付録 A で定義されており、本基準において、IAS 第 32 号、IAS 第 39 号又は IFRS 第 7 号で特定された意味で用いられている。

- (a) 金融資産又は金融負債の償却原価
- (b) 信用リスク
- (c) 実効金利法 (effective interest method)

- (d) 資本性金融商品 (equity instrument)
- (e) 金融資產 (financial asset)
- (f) 金融商品 (financial instrument)
- (g) 金融負債 (financial liability)
- (h) 取引費用 (transaction costs)

付録 B

適用指針

この付録は本基準 [案] の不可欠な一部である。

B3.1.2 以下は3.1.1項の原則の適用の例である。

- (a) 無条件の債権及び債務は、企業が契約の当事者になり、その結果、現金を受け取る法的権利又は現金を支払う法的義務を有した時に、資産又は負債として認識される。
- (b) 財又はサービスを売買する確定約定の結果として取得すべき資産又は負うべき負債は、少なくとも当事者の一方がその契約による履行を行うまで、一般的に認識されない。例えば、確定注文を受けた企業は、一般に契約時には資産を認識せず（発注した企業も負債を認識せず）、注文された財又はサービスが出荷、引渡し又は提供されるまで認識を延期する。非金融商品項目の売買契約が IAS 第39号の第5項から第7項により本基準の範囲に含まれる場合には、その正味の公正価値が約定日に資産又は負債として認識される（下記(c)参照）。さらに、これまで未認識だった確定約定が公正価値ヘッジのヘッジ対象に指定された場合には、ヘッジされたリスクに起因するヘッジ開始後の正味の公正価値の変動は、資産又は負債として認識される（6.5.8項(b)及び6.5.9項参照）。

B4.1.30 次の例は、この条件に合致する可能性がある場合を示している。すべての場合において、4.1.5項又は4.2.2項(a)の原則に合致する場合に限り、企業は、金融資産又は金融負債を、純損益を通じて公正価値で測定するものに指定するために、この条件を利用できる。

- (a) 企業が保険契約に基づく負債を有しており、その測定が現在の情報を組み込むもの（IFRS 第4号第24項で認められているような）であって、それに関連すると企業が考えている金融資産が、指定をしなければ償却原価で測定されることとなる場合。
- (b) 企業が、金利リスクのようなリスクを共有する金融資産、金融負債又はその両方を有しており、そのリスクが互いに相殺する傾向のある公正価値の反対方向への増減を生じさせるが、金融商品の一部のみが純損益を通じて公正価値で測定される（すなわち、デリバティブ又は売買目的と分類される）場合。例えば、6.4.1項における有効性の要件を満たさないために、ヘッジ会計の要件を満たさない場合もこれに該当する可能性がある。
- (c) 企業が金利リスクのようなリスクを共有する金融資産、金融負債又はその両方を有しており、そのリスクが互いに相殺する傾向のある公正価値の反対方向への増減を生じさせるが金融商品のいずれもがデリバティブでないために、企業がヘッジ会計

の要件を満たさず、さらに、ヘッジ会計を適用しないと、利得及び損失の認識に重大な不一致が生じるという場合。例えば、企業が、市場で取引される社債の発行による資金調達を通じてある特定の貸付金のグループを保有しており、その公正価値の増減は双方で相殺される傾向がある場合。さらに、企業が社債の購入と売却は定期的に行うが、貸付金の売買は仮にあっても稀にしか行わないという場合には、貸付金と社債の双方を純損益を通じて公正価値で報告することにより、指定をしなければその双方を償却原価で測定し社債を再購入するたびに損益を認識することから生じていたであろう損益の認識時点の不一致を消去することとなる。

B4.3.8 (c) 組み込まれた外貨デリバティブで、外貨表示による元本又は金利の支払の流列を提供し、主たる負債性金融商品に組み込まれているもの（例えば、デュアル・カレンシー債）は、主たる負債性金融商品と密接に関連している。このようなデリバティブは、主たる金融商品から区分されない。IAS 第21号が、貨幣性項目に係る為替差損益を純損益に認識することを要求しているからである。

B5.7.2 企業は、IAS 第 21 号「外国為替レート変動の影響」を、IAS 第 21 号に従った貨幣性項目であり、かつ、外貨で表示されている金融資産及び金融負債に適用する。IAS 第 21 号は、貨幣性資産及び貨幣性負債についての為替の利得及び損失を純損益に認識することを求めている。例外は、キャッシュ・フロー・ヘッジ（6.5.11 項参照）、純投資のヘッジ（6.5.13 項参照）又は 5.7.5 項に従って公正価値の変動をその他の包括利益に表示することを企業が選択した資本性金融商品の公正価値ヘッジ（6.5.8 項参照）のいずれかでヘッジ手段として指定されている貨幣性項目である。

ヘッジ会計（第 6 章）

ヘッジ手段（6.2 節）

適格なヘッジ手段

B6.2.1 混合契約に組み込まれているが区分して会計処理されていないデリバティブは、ヘッジ手段として指定することはできない。

B6.2.2 企業自身の資本性金融商品は、企業の金融資産でも金融負債でもないもので、ヘッジ手段として指定することはできない。

B6.2.3 為替リスクのヘッジについて、企業はヘッジ手段として、IAS 第 21 号に従って決定された非デリバティブ金融商品の為替リスク要素を指定することができる。

売建オプション

B6.2.4 本基準は、一部の売建オプションを除いて、デリバティブをヘッジ手段として指定でき

る状況を制限していない。売建オプションはヘッジ手段の要件を満たさない。ただし、買建オプション（別の金融商品に組み込まれているものも含む）の相殺として指定されている場合を除く（例えば、期限前償還が可能な負債をヘッジするために使用される売建オプション）。

ヘッジ手段の指定

- B6.2.5** 為替リスクのヘッジ以外のヘッジについて、企業が、純損益を通じて公正価値で測定する非デリバティブ金融資産又は非デリバティブ金融負債をヘッジ手段として指定する場合には、その非デリバティブ金融商品の全体又はその比例的部分を指定することしかできない。
- B6.2.6** 単一のヘッジ手段を複数の種類のリスクのヘッジ手段として指定することができる。これは、当該ヘッジ手段及びヘッジ対象としての異なるリスク・ポジションの具体的な指定があることが条件となる。それらのヘッジ対象は、異なるヘッジ関係にある可能性がある。

ヘッジ対象（6.3 節）

適格なヘッジ対象

- B6.3.1** 企業結合において事業を取得する確定約定は、為替リスク以外は、ヘッジ対象とすることができない。ヘッジされる他のリスクを具体的に識別し測定することができないからである。そうした他のリスクは、一般的な事業リスクである。
- B6.3.2** 持分法投資は公正価値ヘッジのヘッジ対象とすることができない。これは、持分法が純損益に認識するのは関連会社の純損益に対する投資者の持分であり、投資の公正価値の変動ではないからである。同様の理由で、連結子会社に対する投資は、公正価値ヘッジのヘッジ対象とすることができない。これは、連結が純損益に認識するのは子会社の純損益であり、投資の公正価値の変動ではないからである。在外営業活動体に対する純投資のヘッジはこれとは異なる。為替エクスポージャーのヘッジであり、投資の公正価値変動の公正価値ヘッジではないからである。
- B6.3.3** 6.3.4 項では、エクスポージャーとデリバティブの組合せである合計エクスポージャーを企業がヘッジ対象として指定することを認めている。このようなヘッジ対象を指定する際に、企業は、合計エクスポージャーが、エクスポージャーとデリバティブとを、特定のリスクに対する 1 つのエクスポージャーとして管理される別の合計エクスポージャーを作り出すように組み合わせているかどうかを検討する。その場合には、企業は合計エクスポージャーに基づいてヘッジ対象を指定することができる。例えば、
- (a) 企業は、非常に可能性の高い 15 か月後の一定量のコーヒーの購入を、価格リスク(米

ドルによる) に対して、15 か月のコーヒー先物契約を用いてヘッジすることができる。非常に可能性の高いコーヒーの購入とコーヒー先物契約との組合せは、リスク管理目的上、15 か月後の固定金額の米ドルの為替リスク・エクスポージャーと見ることができる (すなわち、15 か月後の固定金額の米ドルの現金流出と同様)。

- (b) 企業は、外貨建の 10 年の固定金利債務の期間全体の為替リスクをヘッジすることができる。しかし、企業はその機能通貨における固定金利エクスポージャーを短期又は中期 (例えば、2 年) のみとし、満期までの残り期間については機能通貨における変動金利エクスポージャーとする必要がある。2 年ごとの各期末に (すなわち、2 年ごとの更新で)、企業は次の 2 年間の金利エクスポージャーを固定する (金利水準が企業が固定したい水準である場合)。このような状況では、企業が 10 年の固定から変動への金利通貨スワップを締結して、固定金利の外貨建債務を変動金利の国内通貨建債務と交換するのが一般的である。これに 2 年の国内金利スワップ (国内通貨ベースで、変動金利債務を固定金利債務に交換する) が重ねられている。実質上、固定金利の外貨建債務と 10 年の固定から変動への金利通貨スワップの組合せは、リスク管理目的上、国内の 10 年の変動金利債務と見られる。

B6.3.4 ヘッジ対象を合計エクスポージャーに基づいて指定する際には、企業は、ヘッジ有効性の評価及びヘッジ非有効部分の測定のための目的上、合計エクスポージャーを構成する項目の合算後の影響を考慮する。しかし、合計エクスポージャーを構成する項目は、依然として別々に会計処理する。これは、例えば次のことを意味している。

- (a) 合計エクスポージャーの一部であるデリバティブは、公正価値で測定される独立の資産又は負債として認識される。
- (b) 合計エクスポージャーを構成する項目の間でヘッジ関係が指定される場合には、デリバティブを合計エクスポージャーの一部として含める方法は、その合計エクスポージャーのレベルでの当該デリバティブのヘッジ手段としての指定と整合的でなければならない。例えば、合計エクスポージャーを構成する項目間のヘッジ関係について、企業がデリバティブの金利要素をヘッジ手段としての指定から除外する場合には、当該デリバティブを合計エクスポージャーの一部としてヘッジ対象に含める際にも金利要素を除外しなければならない。さもなければ、合計エクスポージャーにはデリバティブの全体又はその比例的部分を含めなければならない。

B6.3.5 6.3.6 項では、連結財務諸表上、可能性の非常に高い連結会社間の予定取引の為替リスクは、キャッシュ・フロー・ヘッジのヘッジ対象として適格となり得るとしているが、当該取引の表示通貨が当該取引を行う企業の機能通貨以外の通貨であって、その為替リスクが連結純損益に影響することを条件としている。この目的上、企業は親会社、子会社、関連会社、ジョイント・ベンチャー又は支店のいずれでもよい。連結会社間の予定取引

の為替リスクが連結純損益に影響を与えない場合には、その連結会社間取引はヘッジ対象として適格とはなり得ない。これは通常、同一グループ内の企業間のロイヤルティ支払、金利支払あるいは経営管理料の場合に当てはまる（ただし、関連する外部取引がある場合を除く）。しかし、連結会社間の予定取引の為替リスクが連結純損益に影響を与える場合には、その連結会社間取引はヘッジ対象として適格となり得る。例として、同一グループ内の企業間での棚卸資産の売買の予定で、その先にグループ外の者への棚卸資産の販売がある場合がある。同様に、固定資産を製作したグループ企業からその固定資産を営業活動に使用するグループ企業への連結会社間の販売予定は、連結純損益に影響を与える可能性がある。これは、例えば、その固定資産が購入側の企業により減価償却され、その固定資産について当初に認識された金額が変化するという可能性があるからである（連結会社間の予定取引の表示通貨が購入側企業の機能通貨と異なる場合）。

- B6.3.6 連結会社間の予定取引のヘッジがヘッジ会計に適格となる場合には、6.5.11 項に従って、あらゆる利得又は損失がその他の包括利益に認識され、そこから抜き出される。ヘッジされている取引の為替リスクが純損益に影響を与える関連性のある期間は、それが連結純損益に影響を与える期間である。

ヘッジ対象の指定

- B6.3.7 構成要素とは、項目の全体よりも小さいヘッジ対象である。したがって、構成要素は、それが一部を構成している項目のリスクの一部のみを反映するか、又はリスクを一定程度だけ反映する（例えば、ある項目の一定割合を指定した場合）。

リスク要素

- B6.3.8 ヘッジ対象としての指定に適格となるためには、リスク要素は金融商品項目又は非金融商品項目の独立に識別可能な構成要素でなければならず、また、当該リスク要素に起因する当該項目のキャッシュ・フロー又は公正価値の変動が信頼性をもって測定可能でなければならない。
- B6.3.9 どのリスク要素がヘッジ対象としての指定に適格であるかを識別する際に、企業は、このようなリスク要素を、そのリスクが関連していてヘッジ活動が行われている特定の市場構造の文脈において検討する。このような判定には、関連する事実及び状況の評価が必要であり、それはリスクや市場ごとに異なる。
- B6.3.10 リスク要素をヘッジ対象として指定する際に、企業は、そのリスク要素が、契約に明示されたもの（契約上明示されたリスク要素）なのか又はそれが一部を構成している項目の公正価値又はキャッシュ・フローに内在しているもの（契約上明示されていないリスク要素）なのかを検討する。契約上明示されていないリスク要素は、契約ではないもの（例えば、予定取引）に関連しているか、又は構成要素を明示していない契約（例えば、

異なる基礎数値を参照する価格算定式ではなく単一の価格を含んだ確定約定) に関連している。例えば、

- (a) 企業 A は天然ガスの長期の供給契約を締結し、その価格設定には契約上明示された算式を使用し、コモディティ及び他の要因（例えば、軽油、重油、及び輸送料などの他の構成要素）を参照する。企業 A は、その供給契約の軽油部分を軽油先渡契約でヘッジする。軽油部分は供給契約の契約条件で明示されているため、これは契約上明示されたリスク要素である。よって、価格算定式の形態を理由に、企業 A は、軽油価格エクスポージャーが独立に識別可能であると判断する。同時に、軽油先渡契約について市場がある。よって、企業 A は、軽油価格エクスポージャーは信頼性をもって測定可能であると判断する。したがって、この供給契約の中の軽油価格エクスポージャーは、ヘッジ対象としての指定に適格なリスク要素である。
- (b) 企業 B は、将来のコーヒー購入を生産予測に基づいてヘッジする。ヘッジは、予定購入数量の一部について引渡しの 15 か月前までに開始する。企業 B はヘッジ数量を時とともに（引渡日が近づくにつれて）増加させる。企業 B は、コーヒーの価格リスクを管理するために 2 つの異なる種類の契約を使用する。
- (i) 取引所で取引されているコーヒー先物契約
- (ii) 所定の製造施設に引き渡されるコロンビアからのアラビカコーヒーについてのコーヒー供給契約。これらの契約は、1 トンのコーヒーの価格を、取引所で取引されているコーヒー先物契約の価格に、価格算定式により固定の価格差異及び変動物流サービス料金を加算したものに基づいて算定する。このコーヒー供給契約は、それに従って企業 B がコーヒーの実際の引渡しを受ける未履行契約である。

最新の収穫に関する引渡しについては、コーヒー供給契約の締結により、企業 B は実際の購入するコーヒーの品質（コロンビアからのアラビカコーヒー）と取引所で取引されている先物契約の基礎商品となっている標準品質との間の価格差異を固定することができる。しかし、次回の収穫に関する引渡しについては、コーヒー供給契約はまだ利用できないので、価格差異を固定することができない。企業 B は、取引所で取引されているコーヒー先物契約を利用して、最新の収穫及び次回の収穫に関する引渡しについてのコーヒー価格リスクの標準品質部分をヘッジする。企業 B は、3 つの異なるリスクに晒されていると判断する。標準品質を反映するコーヒー価格リスク、標準品質のコーヒーと実際に受け取るコロンビアからの特定のアラビカコーヒーとの間の価格の差異（スプレッド）を反映するコーヒー価格リスク、変動物流コストである。最新の収穫に関する引渡しについては、企業 B がコーヒー供給契約を締結した後は、標準品質を反映するコーヒー価格リスクは、契約上明示

されたリスク要素である。価格算定式に取引所で取引されているコーヒー先物契約の価格への連動が含まれているからである。企業 B は、このリスク要素は独立に識別可能で信頼性をもって測定可能であると判断する。次回の収穫に関する引渡しについては、企業 B は未だコーヒー供給契約を締結していない（すなわち、それらの引渡しは予定取引である）。したがって、標準品質を反映するコーヒー価格リスクは、契約上明示されていないリスク要素である。市場構造についての企業 B の分析は、企業 B が受け取る特定のコーヒーの最終的な引渡しの価格がどのように決定されるのかを考慮に入れる。よって、市場構造の分析に基づいて、企業 B は、予定取引も標準品質を反映するコーヒー価格リスクをリスク要素として伴っており、当該要素は契約上明示されていないが独立に識別可能で信頼性をもって測定可能であると判断する。したがって、企業 B は、コーヒーの購入予定についてのヘッジ関係を、コーヒー価格リスクに係るリスク要素（コーヒー供給契約及び予定取引から生じる価格リスクについて標準品質を反映）のベースで指定することができる。

- (c) 企業 C は、将来のジェット燃料購入の一部を引渡前 24 か月までの消費予測に基づいてヘッジし、対象数量を時とともに増加させる。企業 C は、このエクスポージャーを、ヘッジの対象期間（デリバティブの市場の流動性に影響を与える）に応じて異なる種類の契約を使ってヘッジする。長めの対象期間（12 か月から 24 か月）については、十分な市場流動性があるのは原油の契約だけなので、企業 C はそれを使用する。6 か月から 12 か月を対象期間については、軽油デリバティブが十分な流動性があるので、企業 C はそれを使用する。6 か月までの対象期間については、企業 C はジェット燃料の契約を使用する。企業 C による石油及び石油製品の市場構造の分析並びに関連する事実及び状況の評価は、次のとおりである。

- (i) 企業 C は、ブレント (Brent) が原油の標準物である地域で営業を行っている。原油は、原材料の標準物であり、さまざまな石油精製品の価格に最も基本的なインプットとして影響を与える。軽油は、石油精製品の標準物であり、石油製品の価格設定の参考としてより一般的に使用されている。これは企業 C が営業を行っている環境での原油及び石油精製品の市場についてのデリバティブ金融市場の種類にも、例えば次のように反映されている。

- 標準物の原油先物契約。これはブレント原油に係るものとなっている。
- 石油製品の価格設定の参考として使用される標準物の軽油先物契約——例えば、ジェット燃料のスプレッドのデリバティブは、ジェット燃料と当該標準物の軽油との間の価格差異をカバーする。
- 標準物の軽油クラック・スプレッド・デリバティブ（すなわち、原油と軽油との間の価格差異（精製マージン）に関するデリバティブ）。これはブレ

ント原油に連動している。

- (ii) 石油精製品の価格設定は、特定の精製所がどの特定の原油を加工したのかには左右されない。それらの石油精製品（軽油やジェット燃料など）は標準化された製品だからである。

したがって、企業 C は、原油及び軽油は契約上の取決めに明示されてはいないが、ジェット燃料購入の価格リスクには、ブレント原油に基づく原油価格リスク要素と軽油価格リスク要素が含まれていると判断する。企業 C は、これら 2 つのリスク要素は契約上明示されてはいないが、独立に識別可能で信頼性をもって測定可能であると判断する。したがって、企業 C は、ジェット燃料の購入予定に関するヘッジ関係をリスク要素のベース（原油又は軽油について）で指定することができる。この分析は、例えば、企業 C がウェスト・テキサス・インターミディエイト（WTI）原油に基づく原油デリバティブを使用したとすれば、ブレント原油と WTI 原油との間の価格差異がヘッジ非有効部分を生じさせることも意味している。

- (d) 企業 D は固定金利の負債性金融商品を保有している。この金融商品が発行されているのは、多種類の類似した負債性金融商品が標準金利（例えば、LIBOR）に対するスプレッドにより比較される市場のある環境であり、その環境における変動金利の金融商品は、通常はその標準金利に連動している。その標準金利に基づいて金利リスクを管理するため、当該標準金利に対する負債性金融商品のスプレッドに関係なく、金利スワップが多くの場合に使用される。固定金利の負債性金融商品の価格は、標準金利の変動の発生に直接に対応して変動する。企業 D は、この標準金利は独立に識別可能で信頼性をもって測定可能であると判断する。したがって、企業 D は、この固定金利の負債性金融商品についてのヘッジ関係を、標準金利リスクについてのリスク要素のベースで指定することができる。

B6.3.11 リスク要素をヘッジ対象として指定する際には、ヘッジ会計の要求事項の当該リスク要素への適用は、リスク要素ではない他のヘッジ対象への適用と同じ方法で行う。例えば、適格要件が適用され、これには、ヘッジ関係がヘッジ有効性の要求を満たさなければならず、ヘッジ非有効部分があれば測定し認識しなければならないことなどが含まれる。

B6.3.12 企業は、ヘッジ対象のキャッシュ・フロー又は公正価値の変動のうち、特定の価格又は他の変数を上回る部分又は下回る部分のみ（片側リスク）を指定することもできる。買建オプションであるヘッジ手段（指定されているリスクと主要な条件が同一であると仮定）の本源的価値はヘッジの片側リスクを反映するが、時間的価値は片側リスクを反映しない。例えば、企業は商品の購入予定取引の価格上昇による将来のキャッシュ・フローの変動可能性を指定することができる。こうした状況で、企業は価格が所定の水準を超えて上昇することによるキャッシュ・フローの損失のみを指定する。ヘッジされるリ

スクには買建オプションの時間的価値は含まれない。時間的価値は、純損益に影響を与える予定取引の構成要素ではないからである。

- B6.3.13** 物価上昇リスクは、契約上明示されている場合を除いて、独立に識別可能で信頼性をもって測定可能なものではなく、したがって金融商品のリスク要素として指定することができないという反証可能な前提がある。しかし、限定的な場合においては、物価上昇リスクについて独立に識別可能で信頼性をもって測定可能なリスク要素を識別することが可能である。これはインフレ環境及び関連する債券市場の特定の状況によるものである。
- B6.3.14** 例えば、ある企業が、物価連動債券が大量にあり、ゼロクーポンの実質金利の期間構造の構築を可能にする十分に流動性のある市場を生じる期間構造を有している環境で債券を発行している。これは、それぞれの通貨について、物価上昇が債券市場で独立に考慮されている関連性ある要因であることを意味する。そうした状況においては、物価上昇リスク要素は、ヘッジ対象である負債性金融商品のキャッシュ・フローを、ゼロクーポンの実質金利の期間構造を用いて割引くことにより算定できる（すなわち、リスクフリー（名目）金利要素を算定できる方法と同様の方法で）。逆に、多くの場合、物価上昇リスクは独立に識別可能で信頼性をもって測定可能なものではない。例えば、ある企業が、物価連動債券の市場に十分な流動性がなくゼロクーポンの実質金利の期間構造を構築できない環境で、名目金利の債券のみを発行している。この場合には、市場構造並びに事実及び状況の分析は、物価上昇が債券市場で独立に考慮されている関連性のある要因であると企業が判断することを支持しない。よって、企業は、契約上明示されていない物価上昇リスクは独立に識別可能で信頼性をもって測定可能なものではないという反証可能な前提を覆すことができない。したがって、物価上昇リスク要素はヘッジ対象としての指定に適格とならない。これは、企業が実際に締結しているインフレ・ヘッジ金融商品に関係なく当てはまる。特に、企業は、実際のインフレ・ヘッジ金融商品の契約条件を、その契約条件を投影することによって単純に名目金利の債券に帰属させることはできない。
- B6.3.15** 認識されている物価連動債券（組込デリバティブを区分して会計処理する要求がないと仮定）のキャッシュ・フローについての契約上明示されている物価上昇リスク要素は、当該金融商品の他のキャッシュ・フローが当該物価上昇リスク要素の影響を受けない限りは、独立に識別可能で信頼をもって測定可能である。

名目金額の構成要素

- B6.3.16** ヘッジ関係におけるヘッジ対象として指定できる名目金額の構成要素には、2つの種類がある。項目全体の比例的部分である構成要素と階層要素である。構成要素の種類によって会計上の結果が変わる。企業は、会計処理目的での構成要素を、リスク管理目的と整合的に指定しなければならない。

B6.3.17 比例的部分である構成要素の例は、貸付金の契約上のキャッシュ・フローの 50%である。

B6.3.18 階層要素は、定義されているが開放されている母集団から特定される場合もあれば、定義された名目金額から特定される場合もある。例として次のものがある。

- (a) 貨幣的な取引量の一部（例えば、201X 年 3 月の最初の FC20*の後の外貨建売上による次の FC10 のキャッシュ・フロー）
- (b) 物理的な数量の一部（例えば、XYZ 地区に貯蔵されている天然ガスの中の 5 百万立方メートル）
- (c) 物理的数量又はその他の取引量の一部（例えば、201X 年 6 月の石油購入の中の最初の 100 バレル、又は 201X 年 6 月の電力売上の中の最初の 100 メガワット時）
- (d) ヘッジ対象の名目金額の中の階層（例えば、CU100*百万の確定約定の中の最後の CU80 百万、CU100 百万の固定金利債券の中の底溜り階層の CU20 百万、又は公正価値で期限前償還のできる合計 CU100 百万の固定金利債券の中の上澄み階層の CU30 百万（定義された名目金額は CU100 百万である））。

B6.3.19 階層要素を公正価値ヘッジにおいて指定する場合には、企業は定義された名目金額の中から階層要素を特定しなければならない。公正価値ヘッジに適格となるための要求事項に従うためには、企業はヘッジ対象を公正価値変動について再測定しなければならない（すなわち、ヘッジされるリスクに起因する公正価値変動について当該項目を再測定する）。公正価値ヘッジ調整は、当該項目の認識の中止をする時まで純損益に認識しなければならない。したがって、公正価値ヘッジ調整が関係する項目は追跡する必要がある。公正価値ヘッジにおける階層要素については、これにより、企業が名目部分（階層要素がそこから定義されている）を追跡することが要求される。例えば、6.3.18 項(d)では、定義された CU100 百万の名目金額全体の追跡を、CU20 百万の底溜り階層又は CU30 百万の上澄み階層を追跡するために行わなければならない。

B6.3.20 期限前償還オプションを含んだ契約の階層部分は、期限前償還オプションの公正価値がヘッジされるリスクの変動の影響を受ける場合には、公正価値ヘッジのヘッジ対象としての指定に適格でない。ただし、指定された階層が、ヘッジ対象の公正価値の変動を算定する際の関連する期限前償還オプションの影響を含んでいる場合を除く。

項目の構成要素とキャッシュ・フロー合計との関係

B6.3.21 金融商品又は非金融商品項目のキャッシュ・フローの構成要素がヘッジ対象として指定されている場合には、当該構成要素は当該項目全体のキャッシュ・フローの合計額以下でなければならない。ただし、項目全体のキャッシュ・フローのすべてをヘッジ対象に

* 本基準では、貨幣金額は「通貨単位 (CU)」と「外貨金額 (FC)」で表示している。

指定して、ある特定のリスクだけについて（例えば、LIBOR 又は標準商品価格の変動に起因する変動のみについて）ヘッジすることができる。

B6.3.22 例えば、実効金利が LIBOR よりも低い金融負債の場合には、企業は次のものを指定することができない。

(a) LIBOR での金利（公正価値ヘッジの場合には元本金額を加算）と同額の当該負債の構成要素

(b) 負の残余構成要素

B6.3.23 しかし、例えば、実効金利が LIBOR よりも 100 ベーシスポイント低い金融負債の場合には、企業は当該負債全体（すなわち、元本に LIBOR マイナス 100 ベーシスポイントを加えたもの）の価値の変動のうち、LIBOR の変動に起因する変動を、ヘッジ対象として指定することができる。固定金利の金融商品が創出から一定期間経過後にヘッジされ、その間に金利が変化している場合には、企業は当該項目について支払った契約上の金利よりも高いベンチマーク金利に等しい構成要素を指定することができる。企業がそのようにできるのは、ベンチマーク金利が、企業がヘッジ対象を初めて指定する日に企業が当該金融商品を購入していたと仮定して計算した実効金利よりも低い場合である。例えば、企業が CU100 の固定金利の金融資産を創出し、その実効金利は LIBOR が 4% の時に 6% であるとする。企業は当該資産のヘッジを一定期間経過後に開始し、その時点での LIBOR は 8% に上昇し、当該資産の公正価値は CU90 に下落している。企業は、仮に当該資産の購入日が、関連する LIBOR 金利リスクをヘッジ対象に初めて指定した日であったとすれば、その時点での公正価値 CU90 に基づく当該資産の実効利回りは 9.5% となっていたと計算している。LIBOR が実効利回りよりも低いので、企業は 8% の LIBOR 部分を指定することができる。これは、一部は契約上の金利キャッシュ・フローで構成され、また一部は現在の公正価値（すなわち、CU90）と満期時に返済すべき金額（すなわち、CU100）との差額で構成されている。

B6.3.24 変動金利の金融負債の利率が（例えば）3 か月 LIBOR マイナス 20 ベーシスポイント（ゼロ・ベーシスポイントのフロアー付き）である場合、企業はヘッジ対象として当該負債全体のキャッシュ・フロー（すなわち、3 か月 LIBOR マイナス 20 ベーシスポイントーフロアーを含む）の変動のうち、LIBOR に起因する部分を指定することができる。したがって、当該負債の残りの存続期間に係る 3 か月 LIBOR のフォワード・カーブが 20 ベーシスポイントを下回らない限り、ヘッジ対象のキャッシュ・フローの変動性は、3 か月 LIBOR にゼロ又はプラスのスプレッドの付いた金利の負債と同じである。しかし、当該負債（又はその一部）の残りの存続期間に係る 3 か月 LIBOR のフォワード・カーブが 20 ベーシスポイントを下回る場合には、ヘッジ対象は、3 か月 LIBOR にゼロ又はプラスのスプレッドの付いた金利の負債よりもキャッシュ・フローの変動性が低い。

BC3.25 非金融商品項目についての類似の例は、特定の油田からの所定の種類の原油で、関連する標準物の原油より低い価格が設定されるものである。ある企業が契約に基づいて当該原油を販売し、その契約では1バレルあたりの価格を標準物の原油価格マイナスCU10（CU15のフロアー付き）に設定する契約上の価格算定式を使用している場合には、企業はヘッジ対象として、販売契約に基づく全体のキャッシュ・フロー変動性のうち標準物の原油価格の変動に起因する部分を指定することができる。しかし、企業は標準物の原油価格の変動の全額に等しい構成要素を指定することはできない。したがって、先渡価格（それぞれの引渡しについての）がCU25を下回らない限り、ヘッジ対象のキャッシュ・フローの変動性は、標準物の原油価格（又はプラスのスプレッド付き）での原油の販売と同じである。しかし、いずれかの引渡しの先渡価格がCU25を下回る場合には、ヘッジ対象は、標準物の原油価格（又はプラスのスプレッド付き）での原油の販売よりもキャッシュ・フローの変動性が低い。

ヘッジ会計の適格要件（6.4節）

ヘッジ有効性

B6.4.1 ヘッジ有効性とは、ヘッジ手段の公正価値又はキャッシュ・フローの変動が、ヘッジ対象の公正価値又はキャッシュ・フローの変動（例えば、ヘッジ対象がリスク要素である場合には、ある項目の公正価値又はキャッシュ・フローについての関連する変動は、ヘッジされているリスクに起因する変動である）をどの程度相殺しているかである。ヘッジ非有効部分とは、ヘッジ手段の公正価値又はキャッシュ・フローの変動がヘッジ対象よりもどの程度大きいのか又は小さいかである。

B6.4.2 ヘッジ関係の指定時に及び継続的に、企業はヘッジ関係の期間中にヘッジ関係に影響を与えると予想されるヘッジ非有効部分の発生原因を分析しなければならない。この分析（ヘッジ関係のバランス再調整から生じるB6.5.21項に従った更新を含む）は、ヘッジ有効性の要求への合致についての企業の評価の基礎となる。

ヘッジ対象とヘッジ手段との間の経済的關係

B6.4.3 経済的關係が存在するという要求は、ヘッジ手段とヘッジ対象の価値が、同一のリスク（それはヘッジされるリスクである）により、一般的に反対方向に動くということを意味している。したがって、ヘッジ手段の価値とヘッジ対象の価値とが、同一の基礎数値又はヘッジされているリスクに同様に反応する形で経済的に関連している基礎数値（例えば、ブレント原油とWTI原油）のいずれかの動きに対応して、規則的に変動するであろうという予想がなければならない。

B6.4.4 基礎数値が同一ではないが経済的に関連している場合には、ヘッジ手段とヘッジ対象の価値が同じ方向に動く状況があり得る。例えば、2つの関連する基礎数値の間で、基礎

数値自体は大きく変動しない一方で価格差異が変動することによるものである。ヘッジ手段とヘッジ対象の価値が、基礎数値が動く場合には通常は反対報告に動くとして依然として予想される場合には、これはヘッジ手段とヘッジ対象との間の経済的関係と依然として整合的である。

- B6.4.5 経済的関係が存在しているかどうかの評価には、ヘッジ関係の期間中における考え得る行動の分析が含まれる。リスク管理目的に合致すると予想できるかどうかを確かめるためである。単に 2 つの変数の間に統計上の相関が存在するというだけでは、経済的関係が存在するという有効な結論を支持するものとはならない。

信用リスクの影響

- B6.4.6 ヘッジ会計モデルは、ヘッジ手段とヘッジ対象に係る利得と損失の間の相殺という一般的な考え方に基づいているので、ヘッジ有効性を決定するのは、それらの項目間の経済的関係（すなわち、基礎数値の変動）だけでなく、ヘッジ手段とヘッジ対象の両方の価値に対する信用リスクの影響もある。信用リスクの影響は、たとえヘッジ手段とヘッジ対象との間に経済的関係があっても、相殺のレベルが一定しないおそれがあることを意味する。これは、ヘッジ手段又はヘッジ対象のいずれかの信用リスクの変動が非常に大きくて、経済的関係から生じる価値変動（すなわち、基礎数値の変動の影響）に優越するほどのものである場合の当該変動から生じる可能性がある。優越を生じるほどの大きさとは、信用リスクによる損失（又は利得）が、ヘッジ手段又はヘッジ対象の基礎数値の変動が著しい場合であっても、その基礎数値の変動の影響を妨げるようになるような大きさである。逆に、特定の期間中において基礎数値の変動が小さい場合には、ヘッジ手段又はヘッジ対象の価値における信用リスク関連の小さな変動でさえ基礎数値よりも当該価値に大きな影響を与えることがあるが、これは優越を生じさせるものではない。
- B6.4.7 ヘッジ関係に優越する信用リスクの一例は、企業が無担保のデリバティブを使用して商品価格リスクに対するエクスポージャーをヘッジする場合である。当該デリバティブの相手方に信用度の著しい低下があった場合には、ヘッジ対象の価値の変動は主として商品価格の変動に左右されるのに対して、相手方の信用度の変動の影響が、商品価格の変動がヘッジ手段の公正価値に与える影響を上回ることがあり得る。

ヘッジ比率

- B6.4.8 ヘッジ有効性の要求に従い、ヘッジ関係のヘッジ比率は、企業が実際にヘッジするヘッジ対象の量及び企業が当該数量のヘッジ対象をヘッジするために実際に使用するヘッジ手段の量から生じる比率と同じでなければならない。したがって、企業がある項目のエクスポージャーの 100%未満（例えば、85%）をヘッジする場合には、エクスポージャーの 85%及び企業が当該 85%をヘッジするために実際に使用するヘッジ手段の量から生じるのと同じヘッジ比率を用いてヘッジ関係を指定しなければならない。同様に、例

例えば、企業が金融資産の 40 単位の名目金額を用いてエクスポージャーをヘッジする場合には、当該 40 単位の量（すなわち、企業は合計で有しているかもしれないより多くの単位の量又はより少ない単位の量に基づくヘッジ比率を用いてはならない）及び当該 40 単位で実際にヘッジするヘッジ対象の量から生じるのと同じヘッジ比率を用いてヘッジ関係を指定しなければならない。

B6.4.9 しかし、企業が実際に使用するヘッジ対象とヘッジ手段の量から生じるのと同じヘッジ比率を用いたヘッジ関係の指定は、ヘッジ会計の目的と不整合となる会計上の結果を生じる可能性のあるヘッジ非有効部分（認識されるかどうかを問わず）を生み出すようなヘッジ対象とヘッジ手段との不均衡を反映してはならない。したがって、ヘッジ関係の指定の目的上、企業は、こうした不均衡を回避する必要がある場合には、企業が実際に使用するヘッジ対象とヘッジ手段の量から生じるヘッジ比率を修正しなければならない。

B6.4.10 会計上の結果がヘッジ会計の目的と不整合かどうかを評価する際に関連性のある考慮事項の例として、次のものがある。

(a) 意図しているヘッジ比率の設定が、キャッシュ・フロー・ヘッジに係るヘッジ非有効部分の認識を避けるため、又はヘッジ手段の公正価値変動を相殺せずに、公正価値会計の利用を増加させる目的でより多くのヘッジ項目について公正価値ヘッジ調整を達成するために行われているかどうか。

(b) ヘッジ対象とヘッジ手段の特定のウェイト付けがヘッジ非有効部分を生じさせているとしても、それに商業上の理由があるかどうか。例えば、ある企業が、ヘッジ対象の最善のヘッジとして判断した量ではない量のヘッジ手段を締結して指定する。そのヘッジ手段の標準量では、正確な量のヘッジ手段を締結できないことによるものである（「ロット規模問題」）。一例は、100 トンのコーヒー購入を、契約規模が 37,500 ポンドの標準物のコーヒー先物契約でヘッジする企業である。企業は、100 トンの購入量をヘッジするために、5 契約又は 6 契約のいずれかしか使用できない（それぞれ、85.0 トン及び 102.1 トンに相当する）。この場合、企業は実際に使用するコーヒー先物契約の数から生じるヘッジ比率を用いてヘッジ関係を指定する。ヘッジ対象とヘッジ手段のウェイト付けのミスマッチから生じるヘッジ非有効部分は、ヘッジ会計の目的と不整合な会計上の結果を生じるものではないからである。

ヘッジ有効性の要求が満たされているかどうかの判定の頻度

B6.4.11 企業は、ヘッジ関係の開始時に及び継続的に、ヘッジ関係がヘッジ有効性の要求を満たしているかどうかを評価しなければならない。最低限、企業は継続的な判定を、各報告日か又はヘッジ有効性の要求に影響を与える状況の重大な変化があった時のいずれか早い方において行わなければならない。その評価は、ヘッジ有効性に関する予想に関係するものであるため、ひたすら将来予測的なものである。

ヘッジ有効性の要求が満たされているかどうかの評価方法

- B6.4.12 本基準は、ヘッジ関係がヘッジ有効性の要求を満たしているかどうかを判定するための方法を特定していない。しかし、企業は、ヘッジ非有効部分の発生原因などのヘッジ関係の関連する特徴を捕捉する方法を用いなければならない。それらの要因に応じて、方法が定性的評価となる場合も定量的評価となる場合もある。
- B6.4.13 例えば、ヘッジ手段とヘッジ対象の重要な条件（名目金額、満期及び基礎数値など）が一致しているか又は密接に合致している場合には、そうした重要な条件の定性的評価に基づいて、ヘッジ手段とヘッジ対象の価値が、同一のリスクにより一般的には反対方向に動き、したがって、ヘッジ対象とヘッジ手段との間に経済的關係が存在していると企業が判断することが可能かもしれない（B6.4.3 項から B6.4.5 項参照）。
- B6.4.14 デリバティブがヘッジ手段として指定される時にイン・ザ・マネーあるいはアウト・オブ・ザ・マネーであるという事実は、それ自体では、定性的評価が不適切であることを意味しない。その事実から生じるヘッジ非有効部分が、定性的評価では適切に捕捉できないほどの大きさとなる可能性があるかどうかは、状況による。
- B6.4.15 逆に、ヘッジ手段とヘッジ対象の重要な条件が密接に合致していない場合には、相殺の程度に関する不確実性が増加している。したがって、ヘッジ関係の存続期間中におけるヘッジ有効性は予測がさらに困難である。こうした状況では、企業は、定量的評価に基づいてヘッジ対象とヘッジ手段との間に経済的關係が存在すると判断することが可能なだけかもしれない（B6.4.3 項から B6.4.5 項参照）。状況によっては、ヘッジ会計の指定に用いたヘッジ比率がヘッジ有効性の要求を満たしているかどうかを評価するために、定量的評価も必要となるかもしれない（B6.4.8 項から B6.4.10 項参照）。企業は、こうした 2 つの異なる目的のために同じ方法又は異なる方法を使用できる。
- B6.4.16 ヘッジ有効性に影響を与える状況の変化がある場合には、企業は、ヘッジ会計がヘッジ有効性の要求を満たしているかどうかの評価の方法を変更して、ヘッジ関係の関連する性格（ヘッジ非有効部分の発生原因を含む）を引き続き捕捉できるようにしなければならないかもしれない。
- B6.4.17 企業のリスク管理は、ヘッジ関係がヘッジ有効性の要求を満たしているかどうかの評価を行うための主要な情報源である。これは、意思決定目的に使用されている経営情報（又は分析）を、ヘッジ関係がヘッジ有効性の要求を満たしているかどうかの評価の基礎として利用できることを意味している。
- B6.4.18 ヘッジ関係に関する企業の文書化には、ヘッジ有効性の要求をどのように評価するのか（用いた方法を含む）が含まれる。ヘッジ関係の文書化は、当該方法のあらゆる変更について更新しなければならない（B6.4.16 項参照）。

適格ヘッジの会計処理（6.5 節）

- B6.5.1 公正価値ヘッジの一例は、金利変動から生じる固定金利の負債性金融商品の公正価値の変動に対するエクスポージャーのヘッジである。このようなヘッジは、発行者が行うこともあれば保有者が行うこともある。
- B6.5.2 キャッシュ・フロー・ヘッジの目的は、ヘッジ手段に係る利得又は損失を、ヘッジされる予想将来キャッシュ・フローが純損益に影響を与える期間まで繰り延べることである。キャッシュ・フロー・ヘッジの一例は、変動金利の債務（測定が償却原価であれ公正価値であれ）を固定金利の債務に変換するスワップの利用である（すなわち、将来の取引のヘッジであり、ヘッジされている将来のキャッシュ・フローは将来の金利支払である）。逆に、取得後には純損益を通じて公正価値で会計処理される資本性金融商品の購入予定は、キャッシュ・フロー・ヘッジにおけるヘッジ対象とすることのできない項目の一例である。ヘッジ手段について繰り延べられる利得又は損失を、相殺を達成する期間中に純損益に適切に振りかえることができないからである。同じ理由で、取得後に公正価値で会計処理して公正価値の変動をその他の包括利益に表示する資本性金融商品の購入予定も、キャッシュ・フローにおけるヘッジ対象とすることができない。
- B6.5.3 確定約定のヘッジ（例えば、燃料を固定価格で購入する電力会社の未認識の契約上のコミットメントに関する燃料価格の変動のヘッジ）は、公正価値の変動に対するエクスポージャーのヘッジである。したがって、こうしたヘッジは公正価値ヘッジである。しかし、6.5.4 項に従って、確定約定の為替リスクのヘッジをキャッシュ・フロー・ヘッジとして会計処理することもできる。

ヘッジ非有効部分の測定

- B6.5.4 ヘッジ非有効部分を測定する際に、企業は貨幣の時間価値を考慮しなければならない。したがって、企業はヘッジ対象の価値を現在価値ベースで算定するので、ヘッジ対象の価値の変動には貨幣の時間価値の影響が含まれる。
- B6.5.5 ヘッジ非有効部分を測定する目的でヘッジ対象の価値の変動を計算するために、企業は、ヘッジ対象と重要な条件が一致するデリバティブ（これは一般に「仮想デリバティブ」と呼ばれる）で、例えば予定取引のヘッジについては、ヘッジ関係の指定時にアット・ザ・マネーであるものを使用することができる。これはヘッジ対象の価値の変動を計算する際に考え得る方法の 1 つである。仮想デリバティブはヘッジ対象を複製するものであるため、価値の変動を別のアプローチで算定した場合と同じ結果となる。したがって、「仮想デリバティブ」の使用は、それ自体は方法ではなく、ヘッジ対象の価値を計算するためにだけに使用できる算術上の便法である。したがって、「仮想デリバティブ」は、ヘッジ手段にのみ存在している（しかしヘッジ対象には存在しない）要素をヘッジ対象の価値に含めるために用いることはできない。一例は、外貨建の金融商品である（固定

金利の債券なのか変動金利の債券なのかに関係なく)。こうした債券の価値又はそのキャッシュ・フローの変動累計額の現在価値を計算するために仮想デリバティブを用いる際に、その仮想デリバティブには、異種通貨の交換に係る料金を単純に帰属させることはできない（異種通貨が交換される実際のデリバティブ（例えば、金利通貨スワップ）には当該料金が含まれているとしても）。

- B6.5.6 仮想デリバティブを用いて算定したヘッジ対象の価値の変動は、ヘッジ関係がヘッジ有効性の要求を満たしているかどうかを評価する目的にも利用できる。

ヘッジ関係のバランス再調整とヘッジ比率の変更

- B6.5.7 バランス再調整とは、ヘッジ有効性の要求に従ったヘッジ比率を維持する目的で、すでに存在しているヘッジ関係のヘッジ対象又はヘッジ手段の指定された量を調整することを指す。ヘッジ対象又はヘッジ手段の指定された量を別の目的で変更することは、本基準の目的上のバランス再調整とはならない。
- B6.5.8 バランス再調整は、B6.5.9 項から B6.5.21 項に従ってヘッジ関係の継続として会計処理される。バランス再調整の際には、ヘッジ関係のヘッジ非有効部分の算定と純損益への認識を、ヘッジ関係を調整する直前に行う。
- B6.5.9 ヘッジ比率の調整は、企業が基礎数値又はリスク変数から生じたヘッジ手段とヘッジ対象との間の関係の変化に対応することを可能にする。例えば、ヘッジ手段とヘッジ対象の基礎数値が別々ではあるが関連しているヘッジ関係は、これら 2 つの基礎数値（例えば、別々ではあるが関連している参照指数、レート又は価格）の関係の変化に対応して変化する。したがって、ヘッジ手段とヘッジ対象との間の関係が、ヘッジ比率の調整で補正できるような方法で変化する状況においては、バランス再調整によりヘッジ関係の継続は可能になる。
- B6.5.10 例えば、企業が外貨 A に対するエクスポージャーを外貨 B を参照した為替デリバティブを使ってヘッジしていて、通貨 A と通貨 B が連動している（すなわち、両者の為替レートが中央銀行又は他の当局の設定した帯域内又は為替レートに維持されている）。通貨 A と通貨 B との間の為替レートが変動した場合（すなわち、新たな帯域又はレートが設定された場合）には、新しい為替レートを反映するためのヘッジ関係のバランス再調整により、そのヘッジ関係が新たな状況下でヘッジ比率に関してヘッジ有効性の要求を満たすことが確保される。これに対し、為替デリバティブに支払不能が生じた場合には、ヘッジ比率を変更してもヘッジ関係がヘッジ有効性の要求を満たすようにはできない。したがって、ヘッジ手段とヘッジ対象との間の関係が、ヘッジ比率の調整で補正できないような方法で変化する状況においては、バランス再調整をしてもヘッジ関係の継続が容易にはならない。

B6.5.11 ヘッジ手段の公正価値とヘッジ対象の公正価値又はキャッシュ・フローとの変動の間の相殺の程度の変化が、すべてヘッジ手段とヘッジ対象との間の関係の変化となるわけではない。企業は、ヘッジ関係の存続期間中のヘッジ関係に影響すると予想したヘッジ非有効部分の発生原因を分析し、相殺の程度の変化が次のいずれなのかを評価する。

- (a) 依然として有効なヘッジ比率の周辺での変動（すなわち、ヘッジ手段とヘッジ対象との間の関係を引き続き適切に反映している）
- (b) ヘッジ比率がもはやヘッジ手段とヘッジ対象との間の関係を適切に反映していないという兆候

企業はこの評価をヘッジ比率に関するヘッジ有効性の要求に照らして行う。すなわち、ヘッジ関係が、ヘッジ会計の目的と不整合となる会計上の結果を生じる可能性のあるヘッジ非有効部分（認識されるかどうかに関係なく）を生じさせるようなヘッジ対象とヘッジ手段のウェイト付けの間の不均衡を反映しないようにするためである。したがって、この評価には判断を要する。

B6.5.12 一定のヘッジ比率（及び関連するヘッジ非有効部分）の周辺での変動は、それぞれの特定の結果に対応したヘッジ比率の調整では削減することはできない。したがって、こうした状況では、相殺の程度の変化は、ヘッジ非有効部分の測定及び認識の問題であり、バランス再調整を必要としない。

B6.5.13 逆に、相殺の程度の変化が示すものが、その変動が当該ヘッジ関係で現在使用されているヘッジ比率とは異なるヘッジ比率の周辺での変動であること、又はそのヘッジ比率から離れていく傾向があることである場合には、ヘッジ非有効部分をヘッジ比率の調整により削減することができ、他方、ヘッジ比率を維持するとヘッジ非有効部分がますます生じることとなる。したがって、こうした状況では、企業は、ヘッジ関係が、ヘッジ会計の目的と不整合となる会計上の結果を生じる可能性のあるヘッジ非有効部分（認識されるかどうかに関係なく）を生じさせるようなヘッジ対象とヘッジ手段のウェイト付けの間の不均衡を反映したものなのかどうかを評価しなければならない。ヘッジ比率を調整する場合、それはヘッジ非有効部分の測定及び認識にも影響を与える。バランス再調整の際に、**B6.5.8** 項に従ってヘッジ関係を調整する前に、当該ヘッジ関係のヘッジ非有効部分を算定して直ちに純損益に認識しなければならないからである。

B6.5.14 バランス再調整は、ヘッジ関係の開始後のヘッジ会計の目的上、企業がヘッジ手段又はヘッジ対象の量を、ヘッジ関係のヘッジ比率に影響を与える状況の変化に対応して調整することを意味している。通常、その調整は、企業が実際に使用しているヘッジ手段及びヘッジ対象の量の調整を反映すべきである。しかし、企業は、次のいずれかの場合には、実際に使用するヘッジ対象又はヘッジ手段の量から生じるヘッジ比率を調整しなければならない。

- (a) 企業が実際に使用するヘッジ手段又はヘッジ対象の量の変更により生じるヘッジ比率が、ヘッジ会計の目的と不整合となる会計上の結果を生じる可能性のあるヘッジ非有効部分を作り出すような不均衡を反映するものとなる場合
- (b) 企業が実際に使用するヘッジ手段又はヘッジ対象の量を維持し、それにより生じるヘッジ比率が、ヘッジ会計の目的と不整合となる会計上の結果を生じる可能性のあるヘッジ非有効部分を作り出すような不均衡を反映するものとなる場合（すなわち、企業はヘッジ比率の調整を怠ることによって不均衡を作り出してはならない）。

B6.5.15 ヘッジ関係についてのリスク管理目的が変化した場合には、バランス再調整は適用されない。その代わりに、当該ヘッジ関係についてのヘッジ会計を中止しなければならない（企業が **B6.5.28** 項に示すように、新たなヘッジ関係を指定するにあたって、従前のヘッジ関係におけるヘッジ手段又はヘッジ対象をヘッジ関係に指定する可能性があるとしても）。

B6.5.16 ヘッジ関係のバランス再調整を行う場合、ヘッジ比率の調整はさまざまな方法で行うことができる。

- (a) 次のいずれかにより、ヘッジ対象のウェイトを増加させることができる（この場合、同時にヘッジ手段のウェイトが減少する）。
 - (i) ヘッジ対象の分量の増加
 - (ii) ヘッジ手段の分量の減少
- (b) 次のいずれかにより、ヘッジ手段のウェイトを増加させることができる（この場合、同時にヘッジ対象のウェイトが減少する）。
 - (i) ヘッジ手段の分量の増加
 - (ii) ヘッジ対象の分量の減少

分量の変更とは、ヘッジ関係の一部を構成する数量を指す。したがって、分量の減少は、必ずしも、その項目又は取引がもはや存在しない又は発生が見込まれないことを意味するものではなく、それらがヘッジ関係の一部ではないことを意味する。例えば、ヘッジ手段の分量の減少は、企業がデリバティブを保持する結果となるがその一部だけを引き続きヘッジ関係におけるヘッジ手段とするという場合もある。これは、バランス再調整の実行がヘッジ関係におけるヘッジ手段の分量の削減によってのみ可能であるが、もはや必要ではなくなった分量を企業が保持するという場合に生じる可能性がある。その場合、当該デリバティブの指定されていない部分は、純損益を通じて公正価値で会計処理することとなる（ただし、別のヘッジ関係におけるヘッジ手段に指定された場合を除く）。

- B6.5.17** ヘッジ比率をヘッジ対象の分量の増加により調整した場合、ヘッジ手段の公正価値の変動の測定方法には影響がない。ヘッジ対象の価値の変動の測定も、過去に指定した分量に関しては影響を受けない。しかし、バランス再調整日以降は、ヘッジ対象の価値の変動にはヘッジ対象の追加的分量の価値の変動も含まれる。これらの変動の測定の開始日と参照日は、ヘッジ関係が指定された日ではなく、バランス再調整日である。例えば、企業が当初に 100 トンの商品为先渡価格 CU80（ヘッジ関係の開始時の先渡価格）でヘッジしていて、先渡価格が CU90 となっていた時にバランス再調整で 10 トンを追加した場合には、バランス再調整後のヘッジ対象は 2 つの階層で構成される。CU80 でヘッジされている 100 トンと、CU90 でヘッジされている 10 トンである。
- B6.5.18** ヘッジ比率をヘッジ手段の分量の減少により調整した場合、ヘッジ対象の公正価値の変動の測定方法には影響がない。ヘッジ手段の価値の変動の測定も、引き続き指定される分量に関しては影響を受けない。しかし、バランス再調整日以降は、ヘッジ手段を削減した分量はもはやヘッジ関係の一部ではない。例えば、企業が当初に商品の価格リスクを 100 トンの分量のデリバティブをヘッジ手段として用いてヘッジしていて、その分量をバランス再調整の際に 10 トン削減した場合には、ヘッジ手段のうち 90 トン分の名目金額が残ることとなる（ヘッジ関係の一部ではなくなったデリバティブの分量（すなわち、10 トン）に関する帰結については B6.5.16 項参照）。
- B6.5.19** ヘッジ比率をヘッジ手段の分量の増加により調整した場合、ヘッジ対象の公正価値の変動の測定方法には影響がない。ヘッジ手段の価値の変動の測定も、過去に指定した分量に関しては影響を受けない。しかし、バランス再調整日以降は、ヘッジ手段の価値の変動にはヘッジ手段の追加的分量の価値の変動も含まれる。これらの変動の測定の開始日と参照日は、ヘッジ関係が指定された日ではなく、バランス再調整日である。例えば、企業が当初に 100 トンの分量のデリバティブをヘッジ手段として用いてヘッジしていて、バランス再調整で 10 トンを追加した場合には、バランス再調整後のヘッジ手段は合計 110 トンの分量のデリバティブで構成されることとなる。ヘッジ手段の公正価値の変動は、合計 110 トンの分量を構成するデリバティブの公正価値の変動の合計額である。これらのデリバティブは、異なる時点で締結されている（デリバティブを当初認識後にヘッジ関係に指定している可能性も含めて）ため、先渡レートなどの重要な条件が異なる可能性がある（おそらく異なっている）。
- B6.5.20** ヘッジ比率をヘッジ対象の分量の減少により調整した場合、ヘッジ手段の公正価値の変動の測定方法には影響がない。ヘッジ対象の価値の変動の測定も、引き続き指定される分量に関しては影響を受けない。しかし、バランス再調整日以降は、ヘッジ対象を削減した分量はもはやヘッジ関係の一部ではない。例えば、企業が当初に 100 トンの商品为先渡価格 CU80 でヘッジしていて、その分量をバランス再調整の際に 10 トン削減した場合には、バランス再調整後のヘッジ対象は、CU80 でヘッジされている 90 トンとなる。

ヘッジ対象のうちヘッジ関係の一部ではなくなった 10 トンは、ヘッジ会計の中止に関する要求事項に従って会計処理することとなる（6.5.6 項及び 6.5.7 項並びに B6.5.22 項から B6.5.28 項参照）。

B6.5.21 ヘッジ関係のバランス再調整を行う際に、企業は、ヘッジ関係の（残存）期間中にヘッジ関係に影響を与えると予想しているヘッジ非有効部分の発生原因の分析を更新しなければならない（B6.4.2 項参照）。当該ヘッジ関係の文書は、それに従って更新しなければならない。

ヘッジ会計の中止

B6.5.22 ヘッジ会計の中止は、適格要件が満たされなくなった日から将来に向かって適用される。

B6.5.23 企業は、次のようなヘッジ関係について指定を取り消すことにより中止してはならない。

- (a) ヘッジ会計に適格性となった根拠であるリスク管理目的に依然として合致している（すなわち、企業が依然としてそのリスク管理目的に従っている）。
- (b) 他の適格要件のすべてを引き続き満たしている（該当がある場合には、ヘッジ関係のバランス再調整を考慮後）。

B6.5.24 本基準の目的上、企業のリスク管理戦略は、リスク管理目的とは区別される。リスク管理戦略は、企業がリスクをどのように管理するかを決定する最高レベルで設定される。リスク管理戦略は、通常、企業が晒されているリスクを特定し、企業がそれにどのように対応するかを示す。リスク管理戦略は、通常、長期にわたって機能し、当該戦略が機能している間に生じる状況の変化（例えば、ヘッジの程度に相違を生じさせるような金利又は商品価格の相違）に対応する若干の柔軟性を含んでいる場合がある。これは通常、より具体的なガイドラインを含んだ方針を通じて企業内に伝えられる一般的な文書である。これに対し、リスク関係についてのリスク管理目的は、特定のヘッジ関係のレベルで適用される。これは、指定した特定のヘッジ手段を、ヘッジ対象に指定した特定のエクスポージャーをヘッジするためにどのように使用するのかに関するものである。したがって、リスク管理戦略には、その全体的なリスク管理戦略の実行に関連するリスク管理目的を有する多くの異なったヘッジ関係が伴う場合がある。例えば、

- (a) ある企業が、債務による資金調達に係る金利エクスポージャーの管理についての戦略を有していて、企業全体に変動金利と固定金利の資金調達の組合せの範囲を設定している。その戦略は、固定金利債務の比率を 20%から 40%の間に維持するというものである。企業は、この戦略の実行方法（すなわち、固定金利エクスポージャーについての 20%から 40%の範囲のどこに身を置くか）を、金利水準に応じて随時決定する。金利が低い時には、企業は、金利が高い時よりも多くの債務の金利を固定する。企業の債務は CU100 で、そのうち CU30 を固定金利にスワップしてい

る。企業は低金利を活用して、重要な投資の資金を調達するために追加の CU50 の債券を発行し、これを固定金利社債の発行により行う。低金利を考慮して、企業は固定金利エクスポージャーを債務総額の 40% に設定し、過去に変動金利エクスポージャーをヘッジしていた範囲を CU20 削減して、固定金利エクスポージャーが CU60 となる。この状況では、リスク管理**戦略**には変化がない。しかし、企業による当該戦略の実行は変化しており、これは、過去にヘッジしていた CU20 の変動金利エクスポージャーについて、リスク管理**目的**が変化した（すなわち、ヘッジ関係のレベルで）ことを意味している。したがって、この状況では、過去にヘッジしていた CU20 の変動金利エクスポージャーについてヘッジ会計を中止しなければならない。これは、スワップのポジションを CU20 の名目金額だけ削減することを伴う可能性があるが、状況によっては、企業はそのスワップの分量を保持して、例えば、別のエクスポージャーのヘッジに使用するか又はトレーディング勘定の一部とするかもしれない。逆に、企業が新規の固定金利債務の一部を変動金利にスワップしたとした場合には、過去にヘッジした変動金利エクスポージャーについてヘッジ会計を継続しなければならないことになる。

- (b) エクスポージャーの中には、頻繁に変化するポジションから生じるものがある。例えば、負債性金融商品のオープン・ポートフォリオの金利リスクである。新規の負債性金融商品の追加や負債性金融商品の認識の中止により、このエクスポージャーは絶えず変化する（すなわち、単に満期となったポジションを放出するのとは異なっている）。これは、エクスポージャーとそれを管理するために使用されるヘッジ手段とが長期間同じ状態にとどまることのない動的なプロセスである。したがって、このようなエクスポージャーを有する企業は、金利リスクを管理するために使用するヘッジ手段を、エクスポージャーの変化に従って頻繁に調整する。例えば、満期までの残り期間が 24 か月の負債性金融商品が、24 か月の金利リスクについてヘッジ対象に指定されている。同じ手続が他の期間別バケットにも適用される。短期間の経過後に、企業が各期間別バケットについて過去に指定したヘッジ関係を中止して、各期間別バケットについて、それらの規模及びその時点で存在しているヘッジ手段に基づいて新たなヘッジ関係を指定する。ヘッジ会計は中止しなければならない。企業は、それらのヘッジ関係を、過去に指定されたヘッジ手段及びヘッジ対象ではなく、新たなヘッジ手段及び新たなヘッジ対象に注目して設定しているからである。リスク管理戦略は同じままであるが、それらの過去に指定したヘッジ関係について継続しているリスク管理目的はなく、それらはもはや存在していない。
- (c) ある企業がリスク管理戦略を有していて、それにより予定売上及びそれにより生じる売掛金の為替リスクを管理している。その戦略においては、企業が為替リスクを特定のヘッジ関係として管理するのは売掛金の認識の時点までである。その後は、企業はその特定のヘッジ関係に基づく為替リスクの管理はしない。その代わりに、

同一の外国通貨で表示される売掛金、買掛金及びデリバティブ（未決済の予定取引に関するもの以外）による為替リスクをまとめて管理している。会計処理の目的上、これは「自然の」ヘッジとして機能する。これらの項目すべてに関する為替リスクから生じる利得及び損失が、純損益に直ちに認識されるからである。したがって、会計処理の目的上、ヘッジ関係が支払日までの期間について指定されている場合には、売掛金を認識した時に中止しなければならない。当初のヘッジ関係のリスク管理目的がもはや適用されないからである。為替リスクは同じ戦略の中ではあるが異なる基礎で管理されている。逆に、仮に企業が異なるリスク管理目的を有していて、当該予定売上金額及びそれにより生じる売掛金について、為替リスクを特に一つの継続的なヘッジ関係として決済日まで管理するのであれば、ヘッジ会計は決済日まで継続することになる。

B6.5.25 ヘッジ関係の中止は次のいずれかに影響を与える可能性がある。

- (a) ヘッジ関係の全体
- (b) ヘッジ関係の一部（これは、ヘッジ関係の残りの部分についてはヘッジ会計が継続することを意味する）

B6.5.26 ヘッジ関係は、全体として適格要件を満たさなくなった場合には、その全体が中止される。例えば、

- (a) ヘッジ関係が、ヘッジ会計に適格となった根拠であるリスク管理目的に合致しなくなった場合（すなわち、企業が当該リスク管理目的にもはや従っていない）
- (b) ヘッジ手段が売却又は終結となった場合（ヘッジ関係の一部であった分量の全体に関して）
- (c) ヘッジ対象とヘッジ手段との間の経済的関係が存在しなくなった場合又は信用リスクの影響が当該経済的関係から生じる価値変動に優越するようになった場合

B6.5.27 ヘッジ関係の一部のみが適格要件を満たさなくなった場合には、ヘッジ関係の一部が中止される（そして、残りの部分についてヘッジ会計が継続する）。例えば、

- (a) ヘッジ関係のバランス再調整の際に、ヘッジ対象の分量の一部がヘッジ関係の一部ではなくなるようにヘッジ比率が調整される場合がある（**B6.5.20** 項参照）。したがって、ヘッジ会計が中止されるのは、ヘッジ関係の一部ではなくなった分量のヘッジ対象についてのみである。
- (b) 予定取引（又はその構成要素）であるヘッジ対象の分量の一部の発生が、可能性が非常に高くはなくなった場合には、ヘッジ会計は、発生の可能性が非常に高くはなくなった分量のヘッジ対象についてのみ中止される。しかし、企業が予定取引のへ

ッジを指定してその後に当該予定取引の発生が見込まれなくなったと判断した経験がある場合には、その企業が予定取引を正確に予測する能力は、同様の予定取引を予測する際には疑問視される。これは、同様の予定取引の可能性が非常に高いかどうかの評価（6.3.3 項参照）に影響を与えるので、ヘッジ対象として適格かどうかの評価にも影響する。

B6.5.28 企業は、ヘッジ会計が（部分的に又は全体で）中止された従前のヘッジ関係のヘッジ手段又はヘッジ対象に関わる新たなヘッジ関係を指定することができる。これは、ヘッジ会計の継続となるものではなく再出発である。例えば、

- (a) ヘッジ手段に著しい信用度の悪化が生じたため、企業はそれを新しいヘッジ手段に入れ替えた。これは、当初のヘッジ関係がリスク管理目的を達成できなくなったことにより、全体が中止されたことを意味する。新しいヘッジ手段は、過去にヘッジしていたのと同じエクスポージャーのヘッジとして指定され、新たなヘッジ関係を構成する。したがって、ヘッジ対象の公正価値又はキャッシュ・フローの変動の測定の開始日及び参照日は、当初のヘッジ関係の指定日ではなく、新たなヘッジ関係の指定日である。
- (b) ヘッジ関係がその期間の終了前に中止された。当該ヘッジ関係におけるヘッジ手段は、別のヘッジ関係におけるヘッジ手段として指定することができる（例えば、バランス再調整の際にヘッジ手段の分量の増加によりヘッジ比率を調整する場合や、全く新しいヘッジ関係を指定する場合）。

オプションの時間的価値の会計処理

B6.5.29 オプションの時間的価値は、期間に関連したものと考えることができる。オプションはある期間にわたってオプション保有者に保護を提供するものだからである。しかし、オプションがヘッジしているのが取引に関連したヘッジ対象なのか期間に関連したヘッジ対象なのかを評価する目的上、関連性のある要素は、ヘッジ対象の特徴であり、これには、純損益にどのようにどの時点で影響するのかが含まれる。したがって、企業は、ヘッジ対象の種類（6.5.15 項(a)参照）をヘッジ対象の性質に基づいて評価しなければならない（ヘッジ関係がキャッシュ・フロー・ヘッジなのか公正価値ヘッジなのかは問わない）。

- (a) オプションの時間的価値が取引に関連したヘッジ対象に係るものであるのは、ヘッジ対象の性質が、時間的価値が当該取引のコストの性格を有する取引である場合である。一例は、オプションの時間的価値が、当初測定に取引費用が含まれる項目の認識を生じるヘッジ対象に関連している場合である（例えば、企業が商品の購入（予定取引であろうと確定約定であろうと）を商品価格リスクに対してヘッジしていて、その取引費用を棚卸資産の当初測定に含める場合）。オプションの時間的価値を特定

のヘッジ対象の当初測定に含める帰結として、その時間的価値は当該ヘッジ対象と同じ時点で純損益に影響を与える。同様に、商品の販売（予定取引であろうと確定約定であろうと）をヘッジする企業は、オプションの時間的価値を当該売上に関連するコストの一部として含めることとなる（したがって、その時間的価値は、ヘッジされている売上による収益と同じ期間に純損益に認識されることとなる）。

- (b) オプションの時間的価値が期間に関連したヘッジ対象に係るものであるのは、ヘッジ対象の性質が、時間的価値が特定の期間にわたるリスクに対する防御を得るためのコストの性質を有するもの（しかし、ヘッジ対象が(a)に従った取引費用の考え方に関わる取引を生じない）である場合である。例えば、商品在庫を6か月にわたり対応する期間の商品オプションを使ってヘッジしている場合には、オプションの時間的価値は、その6か月の期間にわたって純損益に配分される（すなわち、規則的かつ合理的な基準で償却される）。別の例は、通貨オプションを用いて18か月にわたりヘッジされている在外営業活動体に対する純投資のヘッジであり、これはオプションの時間的価値を当該18か月の期間にわたって配分することとなる。

B6.5.30 ヘッジ対象の特徴（純損益にどのようにどの時点で影響を与えるのかを含む）は、期間に関連するヘッジ対象をヘッジするオプションの時間的価値の償却期間にも影響を与える。この期間は、オプションの本源的価値がヘッジ会計に従って純損益に影響を与える期間と一致する。例えば、金利オプション（キャップ）を変動金利債券に係る金利費用の増加に対する防御を提供するために使用する場合には、当該キャップの時間的価値は、当該キャップの本源的価値が純損益に影響を与えるのと同じ期間にわたって償却して純損益に計上される。

- (a) キャップが変動金利債券の5年間の合計存続期間のうち最初の3年間についての金利の増加をヘッジしている場合には、当該キャップの時間的価値は最初の3年間にわたって償却する。
- (b) キャップが変動金利債券の5年間の合計存続期間のうち第2年度と第3年度についての金利の増加をヘッジする先日付開始オプションである場合には、当該キャップの時間的価値は第2年度及び第3年度の間に償却する。

B6.5.31 6.5.15 項に従ったオプションの時間的価値の会計処理は、買建オプションと売建オプションの組合せ（一方はプット・オプションで他方はコール・オプション）でヘッジ手段としての指定日において時間的価値がゼロであるもの（一般的に「ゼロコスト・カラー」と呼ばれる）にも適用される。その場合、企業は時間的価値の変動をすべてその他の包括利益に認識しなければならない（たとえヘッジ関係の期間全体にわたっての時間的価値の変動累計額がゼロであったても）。したがって、オプションの時間的価値が次のいずれに関連しているのかに応じて、次のように処理する。

- (a) 取引に関連したヘッジ対象である場合は、時間的価値の金額のうちヘッジ対象を調整する金額又はヘッジ関係の終了時に純損益に振り替えられる金額（6.5.15 項(b)参照）はゼロとなる。
- (b) 期間に関連するヘッジ対象である場合は、時間的価値に関する償却費はゼロである。

B6.5.32 6.5.15 項に従ったオプションの時間的価値の会計処理は、その時間的価値がヘッジ対象に関連している範囲（調整後の時間的価値）でのみ適用される。オプションの時間的価値は、オプションの重要な条件（名目金額、期間及び基礎数値など）がヘッジ対象と一致している場合には、ヘッジ対象に関連している。したがって、オプションとヘッジ対象の重要な条件が完全には一致していない場合には、企業は調整後の時間的価値を算定しなければならない。すなわち、支払ったオプション料（実際の時間的価値）に含まれている時間的価値のうちどれだけか、ヘッジ対象に関連したもの（したがって、6.5.15 項に従って処理すべきもの）なのかである。企業は、調整後の時間的価値を、重要な条件がヘッジ対象と完全に一致するようなオプションの評価を用いて算定する。

B6.5.33 実際の時間的価値と調整後の時間的価値が異なる場合には、企業は 6.5.15 項に従って資本の独立の内訳項目に累計すべき金額を、次のように算定しなければならない。

- (a) ヘッジ関係の開始時において、実際の時間的価値が調整後の時間的価値よりも高い場合には、企業は次のようにしなければならない。
 - (i) 資本の独立の内訳項目に累計する金額を、調整後の時間的価値に基づき算定する。
 - (ii) 2つの時間的価値の間の公正価値変動の差額を純損益に会計処理する。
- (b) ヘッジ関係の開始時において、実際の時間的価値が調整後の時間的価値よりも低い場合には、企業は、資本の独立の内訳項目に累計する金額を、次のものの公正価値の変動累計額のいずれか低い方を参照して、算定しなければならない。
 - (i) 実際の時間的価値
 - (ii) 調整後の時間的価値

実際の時間的価値の公正価値の変動の残りの部分は、純損益に認識しなければならない。

先渡契約の金利要素の会計処理

B6.5.34 6.5.16 項に従った先渡契約の金利要素の会計処理は、その金利要素がヘッジ対象に関連している範囲（調整後の金利要素）にのみ適用される。先渡契約の金利要素は、先渡契約の重要な条件（名目金額、期間及び基礎数値など）がヘッジ対象と一致している場合には、ヘッジ対象に関連している。したがって、先渡契約とヘッジ対象の重要な条件が

完全には一致していない場合には、企業は調整後の金利要素を算定しなければならない。すなわち、支払ったオプション料（実際の金利要素）に含まれている金利要素のうちどれだけが、ヘッジ対象に関連したもの（したがって、6.5.16 項に従って処理すべきもの）なのかである。企業は、重要な条件がヘッジ対象と完全に一致するような先渡契約の評価を用いて、調整後の金利要素を算定する。

B6.5.35 実際の金利要素と調整後の金利要素が異なる場合には、企業は 6.5.16 項に従って資本の独立の内訳項目に累計すべき金額を、次のように算定しなければならない。

- (a) ヘッジ関係の開始時において、実際の金利要素の絶対額が調整後の金利要素の絶対額よりも高い場合には、企業は次のようにしなければならない。
 - (i) 資本の独立の内訳項目に累計する金額を、調整後の金利要素に基づき算定する。
 - (ii) 2 つの金利要素の間の公正価値変動の差額を純損益に会計処理する。
- (b) ヘッジ関係の開始時において、実際の金利要素の絶対額が調整後の金利要素の絶対額よりも低い場合には、企業は、資本の独立の内訳項目に累計する金額を、次のものの公正価値の変動累計額のいずれか低い方を参照して、算定しなければならない。
 - (i) 実際の金利要素の絶対額
 - (ii) 調整後の金利要素の絶対額

実際の金利要素の公正価値の変動の残りの部分は、純損益に認識しなければならない。

項目グループのヘッジ（6.6 節）

純額ポジションのヘッジ

純額ポジションのヘッジ会計への適格性及び指定

B6.6.1 純額ポジションがヘッジ会計に適格となるのは、企業がリスク管理目的上、純額ベースでヘッジしている場合のみである。企業がこの方法でヘッジを行っているかどうかは、事実の問題である（単なるアサーション又は文書化の問題ではない）。したがって、企業は、純額ベースのヘッジ会計が自らのリスク管理のアプローチを反映しない場合には、特定の会計上の結果を得るためだけに純額ベースのヘッジ会計を適用することはできない。純額ポジションのヘッジは、確立されたリスク管理戦略の一部を構成していなければならない。通常、これは IAS 第 24 号「関連当事者に関する開示」で定義されている幹部職員により承認される。

B6.6.2 例えば、企業 A（現地通貨が機能通貨である）が 9 か月後の広告費について FC150,000 を支払う確定約定と、15 か月後に FC150,000 で製品を販売する確定約定とを有してい

る。企業 A は、9 か月後に決済されて FC100 を受取り CU70 を支払う為替デリバティブを締結する。企業 A には、ほかに FC に対するエクスポージャーはない。企業 A は、為替リスクを純額ベースで管理していない。したがって、企業 A は、為替デリバティブと FC100 の純額ポジション（FC150,000 の確定購入約定（すなわち、広告サービス）と FC149,900（FC150,000 のうちの）の確定販売約定とで構成される）との間の 9 か月間のヘッジ関係に、ヘッジ会計を適用することはできない。

- B6.6.3** 企業 A が為替リスクを純額ベースで管理していて、為替デリバティブを締結していない（為替リスクを減少させずに増大させるので）場合には、企業は 9 か月間にわたり自然にヘッジされたポジションにいることとなる。通常、このヘッジされたポジションは財務諸表には反映されない。当該取引は将来において異なる報告期間に認識されるからである。このゼロの純額ポジションがヘッジ会計に適格となるのは、6.6.6 項の条件が満たされている場合のみである。
- B6.6.4** 純額ポジションを構成する項目グループをヘッジ対象として指定している場合には、企業は、その純額ポジションを構成し得る項目を含んだ項目グループの全体を指定しなければならない。不特定の抽象的な金額の純額ポジションを指定することは認められない。例えば、企業が 9 か月後の FC100 の確定販売約定のグループと 18 か月後の FC120 の確定購入約定のグループとを有している。企業は FC20 までの純額ポジションという抽象的な金額を指定することはできない。その代わりに、ヘッジされる純額ポジションと一緒に生じさせる仕入の総額と売上の総額とを指定しなければならない。企業は、純額ポジションを生じさせる総額ポジションを、適格なヘッジ関係に関する要求事項に企業が準拠できるように指定しなければならない。

ヘッジ有効性の要求の純額ポジションのヘッジへの適用

- B6.6.5** 企業が純額ポジションをヘッジしている場合において 6.4.1 項(c)のヘッジ有効性の要求が満たされているかどうかを判断する際に、企業はヘッジ手段と同様の効果を有する純額ポジションの中の項目の価値を、ヘッジ手段の公正価値変動とともに考慮しなければならない。例えば、ある企業が 9 か月間に FC100 の確定販売契約のグループと 18 か月間に FC120 の確定購入契約を有している。企業は FC20 の純額ポジションの為替リスクを FC20 の為替予約でヘッジする。6.4.1 項(c)のヘッジ有効性の要求が満たされているかどうかを判断する際に、企業は次の両者の間の関係を考慮する。
- (a) 先物為替予約の公正価値変動と確定販売契約の価値の為替リスクに関連した変動
 - (b) 確定購入契約の価値の為替リスクに関連した変動
- B6.6.6** 同様に、事例において企業がゼロの純額ポジションを有していたとした場合には、企業は、確定販売契約の価値の為替リスクに関連した変動と確定購入契約の価値の為替リス

クに関連した変動とを、6.4.1 項(c)のヘッジ有効性の要求が満たされているかどうかを判断する際に考慮する。

純額ポジションを構成する項目グループのキャッシュ・フロー・ヘッジ

- B6.6.7** 企業が、相殺し合うリスク・ポジションを有する項目グループ（すなわち、純額ポジション）をヘッジする場合には、ヘッジ会計の適格性はヘッジの種類に左右される。ヘッジが公正価値ヘッジである場合には、純額ポジションはヘッジ対象として適格となり得る。しかし、ヘッジがキャッシュ・フロー・ヘッジである場合には、純額ポジションがヘッジ対象として適格となり得るのは、為替リスクのヘッジであって、当該純額ポジションの指定で予定取引が純損益に影響を与えると見込まれる報告期間が特定されており、当該予定取引の性質及び分量も特定されている場合のみである。
- B6.6.8** 例えば、ある企業が販売の底溜り階層 FC100 と購入の底溜り階層 FC150 とで構成される純額ポジションを有している。販売と購入の両方が同一の通貨で表示されている。ヘッジされる純額ポジションを十分に特定するために、企業はヘッジ関係の当初の文書化において、販売は製品 A 又は B のものである可能性があり、購入は機械タイプ A、機械タイプ B 及び原材料 A のものである可能性があるとして特定している。企業は、取引の分量もそれぞれの内容ごとに特定している。企業は、販売の底溜り階層（FC100）は製品 A の最初の FC70 と製品 B の最初の FC30 の予定販売数量で構成されると文書化している。それらの販売数量が別々の報告期間に影響を与えると予想される場合には、企業はそれを文書化に含める。例えば、報告期間 1 の純損益に影響を与えると予想される製品 A の販売による最初の FC70 と、報告期間 2 の純損益に影響を与えると予想される製品 B の販売による最初の FC30 である。企業は、購入の底溜り階層（FC150）が機械タイプ A の最初の FC60、機械タイプ B の最初の FC40 及び原材料 A の最初の FC50 で構成されることも文書化している。それらの購入数量が別々の報告期間に影響を与えると予想される場合には、企業は文書化の中で、純損益に影響を与えると予想される報告期間ごとの購入数量の分解を含める（販売数量の文書化と同様に）。例えば、予定取引は次のものとして特定される。報告期間 3 から 10 期にわたって純損益に影響を与えると予想される機械タイプ A の購入のうち最初の FC60、報告期間 4 から 20 期にわたって純損益に影響を与えると予想される機械タイプ B の購入のうち最初の FC40、及び報告期間 3 に受け取り、当該期間及び翌期に売却する（すなわち、純損益に影響を与える）と予想される原材料 A の購入のうち最初の FC50 である。予定取引の内容の特定には、同種の有形固定資産項目についての減価償却のパターン（当該項目の内容が、当該項目の使用方法に応じて減価償却のパターンが異なるようなものである場合）などの要素が含まれる。例えば、企業が機械タイプ A の項目を 2 つの異なる製造工程で使用していて、それぞれ、10 報告期間にわたる定額法の減価償却及び生産高比例法となる場合には、機械タイプ A の予定購入数量の文書化は、その分量をそれらの減価償却パターンのいずれが適用され

るのかにより分解することになる。

B6.6.9 純額ポジションのキャッシュ・フロー・ヘッジについては、6.5.11 項に従って算定する金額には、純額ポジションの中の各項目のうちヘッジ手段と同様の効果を有するものの価値の変動を、ヘッジ手段の公正価値の変動とともに含めなければならない。例えば、ある企業が、9 か月間に FC100 の非常に可能性の高い予定売上のグループと 18 か月間に FC120 の非常に可能性の高い予定購入のグループを有している。企業は FC20 の純額ポジションの為替リスクを FC20 の先物為替予約でヘッジする。6.5.11 項(a)から(b)に従ってその他の包括利益に認識する金額を算定する際に、企業は次の両者を比較する。

(a) 先物為替予約の公正価値変動と非常に可能性の高い予定売上の価値の為替リスクに関連した変動

(b) 非常に可能性の高い予定購入の価値の為替リスクに関連した変動

B6.6.10 同様に、事例において企業がゼロの純額ポジションを有していたとした場合には、企業は、非常に可能性の高い予定売上の価値の為替リスクに関連した変動を、非常に可能性の高い予定購入の価値の為替リスクに関連した変動と比較する。

ヘッジ対象として指定した項目グループの階層

B6.6.11 B6.3.19 項に述べたのと同じ理由で、既存の項目グループの階層要素の指定には、ヘッジする階層要素の定義の基となる項目グループの名目金額の具体的な特定が必要となる。

B6.6.12 ヘッジ関係には、複数の異なる項目グループからの階層を含めることができる。例えば、資産のグループと負債のグループの純額ポジションのヘッジにおいては、ヘッジ関係は、資産のグループの階層要素と負債のグループの階層要素との組合せで構成することができる。

ヘッジ手段の利得又は損失の表示

B6.6.13 複数の項目がキャッシュ・フロー・ヘッジにおいてグループとして一緒にヘッジされている場合に、当該各項目が純損益及びその他の包括利益計算書上の別々の表示科目に影響を与えることがある。当該計算上におけるヘッジ手段の利得又は損失の表示は、その項目グループによって決まる。

B6.6.14 各項目グループに相殺し合うリスク・ポジションがない場合（例えば、純損益及びその他の包括利益計算書上の別々の表示科目に影響を与える外貨建の費用のグループで、為替リスクについてヘッジされているもの）には、振り替えられたヘッジ手段の利得又は損失は、ヘッジ対象の影響を受ける各表示科目に振り分けなければならない。この振分けは規則的かつ合理的な基準で行わなければならない。単一のヘッジ手段から生じた純額の利得又は損失のグロスアップとなってはならない。

- B6.6.15** 各項目グループが相殺し合うリスク・ポジションを有している場合（例えば、為替リスクについて一緒にヘッジされている外貨建の売上と費用のグループ）には、企業は、ヘッジ手段の利得又は損失を、純損益及びその他の包括利益計算書上の独立の表示科目に表示しなければならない。例えば、外貨建の売上 FC100 と外貨建の費用 FC80 の純額ポジションの為替リスクのヘッジを FC20 の為替予約で行うとする。キャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金から純損益に（純額ポジションが純損益に影響を与える時に）振り替える為替予約に係る利得又は損失は、ヘッジされる売上及び費用とは別個の表示科目に表示しなければならない。さらに、売上が費用よりも早い期間に発生する場合には、売上収益は依然として IAS 第 21 号に従って直物為替レートで測定される。関連するヘッジ手段の利得又は損失は、独立の表示科目に表示して、純損益が純額ポジションのヘッジを反映させる。一方、対応する修正がキャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金に行われるようにする。ヘッジされる費用が後の期間で純損益に影響を与える時点で、売上時にキャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金に認識されていたヘッジ手段の利得又は損失は、純損益に振り替えて、ヘッジされる費用を含んだ表示科目とは別個の表示科目に表示する。ヘッジされる費用は IAS 第 21 号に従って直物為替レートで測定される。
- B6.6.16** 一部の種類の公正価値ヘッジについては、ヘッジの目的は、主にヘッジ対象の公正価値変動を相殺することではなく、ヘッジ対象のキャッシュ・フローを変換することである。例えば、ある企業が、固定金利の負債性金融商品の公正価値金利リスクを金利スワップを使ってヘッジしている。企業のヘッジ目的は、固定金利のキャッシュ・フローを変動金利のキャッシュ・フローに変換することである。この目的は、金利スワップに係る正味金利発生額を純損益に計上することにより、ヘッジ関係の会計処理に反映される。純額ポジション（例えば、固定金利の資産と固定金利の負債の純額ポジション）のヘッジの場合には、この正味金利発生額を純損益及びその他の包括利益計算書上の独立の表示科目に表示しなければならない。これは、単一の金融商品の純額の利得又は損失を相殺し合う総額にグロスアップして、別々の表示科目に認識することを避けるためである（例えば、これは、単一の金利スワップに係る正味の金利受取をグロスアップしてグロスの金利収益とグロスの金利費用とすることを避けるものである）。

付録 C

〔案〕 他の IFRS の修正

別途記載のある場合を除き、企業は、この付録の中の修正を、2012年●月公表の IFRS 第9号の適用時に適用しなければならない。これらの修正は、2009年及び2010年に IFRS 第9号の付録 C で公表された修正を、追加分を加えて織り込んでいる。

〔訳注〕 日本語訳は、IFRS 第7号及び IAS 第39号のヘッジ会計に関する修正部分のみを掲載している。

IFRS 第7号「金融商品：開示」

第22項から第24項を削除し、第21A項から第21D項、第22A項から第22C項、第23A項から第23D項、第24A項から第24G項を追加する。

ヘッジ会計

21A 企業は、自らがヘッジしてヘッジ会計の適用を選択しているリスク・エクスポージャーについて、第21B項から第24F項の開示要求を適用しなければならない。ヘッジ会計に関する開示は、以下に関する情報を提供しなければならない。

- (a) 企業のリスク管理戦略及びそれをどのようにリスク管理に適用しているか
- (b) 企業のヘッジ活動が、将来キャッシュ・フローの金額、時期及び不確実性にどのように影響する可能性があるか
- (c) ヘッジ会計が企業の財政状態計算書、包括利益計算書及び持分変動計算書に与えた影響

21B 企業は、要求される開示を財務諸表において単一の注記又は独立のセクションで表示しなければならない。ただし、すでに他の場所で表示している情報を重複させる必要はない。これは、その情報が財務諸表から他の報告書（経営者による説明又はリスク報告書など）への参照により組み込まれていて、それが財務諸表と同じ条件で同時に利用可能であることが条件となる。参照により組み込まれた情報がないと、その財務諸表は不完全である。

21C 第22A項から第24F項が、開示する情報をリスク区分ごとに区別することを要求している場合には、企業は、リスクの各区分を、企業がヘッジすることを決定しヘッジ会計を適用しているリスク・エクスポージャーを基礎にして決定しなければならない。企業は、ヘッジ会計に関するすべての開示についてリスク区分を整合的に決定しなければならない

い。

- 21D 第 21A 項の目的を果たすために、企業は、(以下に別途定めるものを除いて) 次のことを決定しなければならない。どの程度の詳細さで開示を行うか、開示要求の異なる側面にどの程度の重点を置くか、集約又は分解の適切なレベル、開示する定量的情報を評価するために財務諸表の利用者が追加的な情報を必要とするかどうかである。しかし、企業は、本基準及び IFRS 第 13 号「公正価値測定」における関連する情報の開示要求に使用しているのと同じ集約又は分解のレベルを使用しなければならない。

リスク管理戦略

22 [削除]

- 22A 企業は、ヘッジすることを決定しヘッジ会計を適用しているリスク・エクスポージャーのリスク区分のそれぞれについてリスク管理戦略を説明しなければならない。この説明は、財務諸表の利用者が(例えば) 次のことを評価できるようなものとすべきである。

- (a) それぞれのリスクがどのようにして発生するのか
- (b) 企業がそれぞれのリスクをどのように管理しているのか。これには、企業が項目全体をすべてのリスクについてヘッジしているのか、項目のリスク要素をヘッジしているのか(その場合には、その理由)が含まれる。
- (c) 企業が管理しているリスク・エクスポージャーの程度

- 22B 第 22A 項の目的を果たすために、その情報には次の事項の記述を含めなければならない(しかし、これらに限定されない)。

- (a) リスク・エクスポージャーをヘッジするために使用しているヘッジ手段(及びそれらをどのように使用しているのか)
- (b) ヘッジ有効性の評価の目的上、ヘッジ対象とヘッジ手段との間の経済的関係を企業がどのように判断しているのか
- (c) 企業がヘッジ比率をどのように設定しているのか及びヘッジ非有効部分の発生原因は何か

- 22C 企業が特定のリスク要素をヘッジ対象として指定する場合(IFRS 第 9 号の 6.3.7 項参照)には、第 22A 項及び第 22B 項で要求している開示に加えて、次のことに関する定性的情報又は定量的情報を提供しなければならない。

- (a) ヘッジ対象として指定しているリスク要素を企業がどのように決定したのか(リスク要素と当該ヘッジ対象全体との関係の内容の記述を含む)

- (b) そのリスク要素が当該ヘッジ対象全体とどのように関連しているのか（例えば、指定したリスク要素が、過去の実績では、当該ヘッジ対象全体の公正価値の変動の平均 80%を占めていた旨）

将来キャッシュ・フローの金額、時期及び不確実性

23 [削除]

23A 第 23C 項で免除している場合を除いて、企業は、リスク区分ごとに、定量的情報を開示して、ヘッジ手段の契約条件及びヘッジ手段が企業の将来キャッシュ・フローの金額、時期及び不確実性にどのように影響を与えるのかを財務諸表利用者が評価できるようにしなければならない。

23B 第 23A 項の要求を満たすために、企業は次のことを開示する内訳を提供しなければならない。

(a) ヘッジ手段の名目金額の時期の概要

(b) 該当がある場合、ヘッジ手段の平均価格又は平均レート（例えば、行使価格又は先渡価格など）

23C 企業がヘッジ関係を頻繁に再設定（すなわち、中止及び再開）しており、ヘッジ手段とヘッジ対象の両方が頻繁に変化することがその理由である（すなわち、企業が、エクスポージャーと当該エクスポージャーの管理のために使用するヘッジ手段とが長期間同じ状態にとどまることのない動的なプロセスを使用している——IFRS 第 9 号の B6.5.24 項(b)の例示のように）状況においては、次のように扱う。

(a) 企業は第 23A 項及び第 23B 項で要求している開示の提供を免除される。

(b) 企業は次の事項を開示しなければならない。

(i) どのような究極的なリスク管理戦略が当該ヘッジ関係に関連しているのかに関する情報

(ii) 企業がヘッジ会計を適用して特定のヘッジ関係を指定することにより、リスク管理戦略をどのように反映しているのかの記述

(iii) 当該ヘッジ関係に関する企業のプロセスの一環として、ヘッジ関係がどのくらい頻繁に中止され再開されているのかの指標

23D 企業は、リスク区分ごとに、ヘッジ関係にその存続期間中に影響を与えると予想されるヘッジ非有効部分の発生原因の記述を開示しなければならない。

23E ヘッジ関係におけるヘッジ非有効部分の他の発生原因が生じた場合には、企業はそれら

の発生原因を開示し、それによるヘッジ非有効部分を説明しなければならない。

- 23F キャッシュ・フロー・ヘッジについて、企業は過去の期間においてヘッジ会計を使用したが発生が見込まれなくなった予定取引の記述を開示しなければならない。

ヘッジ会計が財政状態及び業績に与える影響

- 24 [削除]

- 24A 企業は、表形式で、ヘッジ手段として指定した項目に関する次の金額を、ヘッジの各種類（公正価値ヘッジ、キャッシュ・フロー・ヘッジ、在外営業活動体に対する純投資のヘッジ）について、リスク区分ごとに区別して開示しなければならない。

- (a) ヘッジ手段の帳簿価額（金融資産を金融負債と区別）
- (b) 財政状態計算書におけるヘッジ手段の記載場所
- (c) 当期のヘッジ非有効部分を認識する基礎として用いたヘッジ手段の公正価値の変動
- (d) ヘッジ手段に関連した名目金額（トン又は立方メートルなどの数量を含む）

- 24B 企業は、表形式で、ヘッジ対象に関する次の金額を、ヘッジの各種類について、リスク区分ごとに区別して開示しなければならない。

- (a) 公正価値ヘッジについて
 - (i) 財政状態計算書に認識したヘッジ対象の帳簿価額（資産を負債と区別して表示）
 - (ii) 財政状態計算書に認識したヘッジ対象の帳簿価額に含められたヘッジ対象に係る公正価値ヘッジ調整の累計額（資産を負債と区別して表示）
 - (iii) 財政状態計算書におけるヘッジ対象の記載場所
 - (iv) 当期のヘッジ非有効部分を認識する基礎として用いたヘッジ対象の価値の変動
 - (v) IFRS 第 9 号の 6.5.10 項に従ってヘッジ手段の利得及び損失に係る調整を中止したヘッジ対象について財政状態計算書上に残っている公正価値ヘッジ調整の残高
- (b) キャッシュ・フロー・ヘッジ及び在外営業活動体に対する純投資のヘッジについて
 - (i) 当期のヘッジ非有効部分を認識する基礎として用いたヘッジ対象の価値の変動（すなわち、キャッシュ・フロー・ヘッジについては、認識したヘッジ非有効部分を IFRS 第 9 号の 6.5.11 項(c)に従って算定するのに用いた価値の変動）
 - (ii) 継続しているヘッジに係るキャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金及び外貨換算剰

余金の残高のうち、IFRS 第 9 号の 6.5.11 項及び 6.5.13 項(a)に従って会計処理されるもの

- (iii) ヘッジ会計を適用しなくなったヘッジ関係から生じたキャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金及び外貨換算剰余金に残っている残高

24C 企業は、表形式で、次の金額を、ヘッジの各種類についてリスク区分ごとに区別して開示しなければならない。

(a) 公正価値ヘッジについて

- (i) 純損益に認識したヘッジ非有効部分——すなわち、ヘッジ手段とヘッジ対象のヘッジ損益の間の差額 (5.7.5 項に従って公正価値の変動をその他の包括利益に表示することを企業が選択した資本性金融商品のヘッジについては、その他の包括利益に認識したもの)

- (ii) 認識したヘッジ非有効部分の包括利益計算書上の記載場所

(b) キャッシュ・フロー・ヘッジ及び在外営業活動体に対する純投資のヘッジについて

- (i) その他の包括利益に認識した報告期間のヘッジ損益

- (ii) 純損益に認識したヘッジ非有効部分

- (iii) 認識したヘッジ非有効部分の包括利益計算書上の記載場所

- (iv) キャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金又は外貨換算剰余金から純損益に組替調整額 (IAS 第 1 号参照) として振り替えた金額 (ヘッジ会計をこれまで適用していたがヘッジしていた将来キャッシュ・フローの発生が見込まれなくなった金額と、ヘッジ対象が純損益に影響を与えたことにより振り替えた金額とを区別)

- (v) 組替調整額 (IAS 第 1 号参照) の包括損益計算書上の記載場所

- (vi) 純額ポジションのヘッジについて、包括利益計算書上の独立の表示科目に認識したヘッジ損益 (IFRS 第 9 号の 6.6.4 項参照)

24D 第 23C 項の免除措置が適用されるヘッジ関係の分量が、当期中の通常分量を代表していない場合 (すなわち、報告日現在の分量が、当期中の分量を反映していない場合) には、企業はその旨及び当該分量が代表的なものではないと考える理由を開示しなければならない。

24E 企業は、IAS 第 1 号に従って、その他の包括利益の累計額の次のような調整表を、持分変動計算書又は財務諸表注記のいずれかで、次の区別をする形で提供しなければならない。

- (a) 最低限、第 24C 項(b)(i)及び(b)(iv)の開示に関連した金額を、IFRS 第 9 号の 6.5.11 項(d)(i)及び(d)(iii)に従って会計処理した金額とともに区別する。
- (b) 取引に関連したヘッジ対象をヘッジしているオプションの時間的価値に関連した金額と、期間に関連したヘッジ対象をヘッジしているオプションの時間的価値に関連した金額（企業がオプションの時間的価値を IFRS 第 9 号の 6.5.15 項に従って会計処理している場合）、並びに IFRS 第 9 号の 6.5.16 項に従って会計処理した先渡契約の金利要素に関連した金額を区別する。

24F 企業は、第 24E 項(a)及び(b)で要求している情報を、リスク区分ごとに区別して開示しなければならない。

信用エクスポージャーを純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定する選択肢

- 24G 企業が金融商品（又はその比例的部分）を、当該金融商品の信用リスクを管理するためにクレジット・デリバティブを使用することを理由に、純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定した場合には、次の事項を開示しなければならない。
- (a) IFRS 第 9 号の 6.7.1 項に従って純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定した金融商品の信用リスクを管理するために使用したクレジット・デリバティブについて、当期首及び当期末における名目金額及び公正価値のそれぞれの調整表
 - (b) IFRS 第 9 号の 6.7.1 項に従って純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定した金融商品（又はその比例的部分）の指定時に、純損益に認識した利得又は損失
 - (c) 金融商品（又はその比例的部分）を純損益を通じて公正価値で測定するのを中止した時点の、IFRS 第 9 号の 6.7.4 項に従って新たな帳簿価額となった当該金融商品の公正価値及び関連する名目金額又は元本金額（IAS 第 1 号に従った比較情報の提供を除き、企業はこの開示をその後の期間において継続する必要はない）

IAS 第 39 号「金融商品：認識及び測定」

第 5 項を修正し、第 5A 項を追加する。

5 現金又は他の金融商品での純額決済又は金融商品との交換により決済できる非金融商品項目の売買契約は、あたかも当該契約が金融商品であるかのように、本基準を適用しなければならない。ただし、企業の予想される購入、販売又は使用の必要に従った非金融商品項目の受取り又は引渡しの目的で締結され、引き続きその目的で保有されている契約は除く。ただし、本基準は、企業が第 5A 項に従って純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定した契約に適用しなければならない。

5A 企業は、当初認識時に、現金又は他の金融商品での純額決済又は金融商品との交換により決済できる非金融商品項目の売買契約のうち、企業の予想される購入、販売又は使用の必要に従って非金融商品項目の受取又は引渡しの目的で締結されたものについて、あたかも当該契約が金融商品であるかのように、純損益を通じて公正価値で測定するものとして取消不能の指定を行うことができる。企業がこの指定を行えるのは、その指定をすることにより、当該契約が本基準の範囲から除外されている（第 5 項参照）ために認識しないことから生じる認識の不整合（「会計上のミスマッチ」と呼ばれることがある）を解消又は著しく低減する場合のみである。

第 71 項を次のように修正する。

71 企業が IFRS 第 9 号（2012 年●月公表）を適用する場合には、IFRS 第 9 号の第 6 項におけるヘッジ会計の要求事項を適用しなければならない。しかし、金融資産又は金融負債のポートフォリオの一部の金利リスクの公正価値ヘッジについては、企業は、IFRS 第 9 号の 6.1.3 項に従って、IFRS 第 9 号に代えて本基準におけるヘッジ会計の要求事項を適用することができる。その場合には、企業は金利リスクのポートフォリオ・ヘッジについて公正価値ヘッジに関する具体的な要求事項も適用しなければならない（第 81A 項、第 89A 項及び AG114 項から AG132 項参照）。ヘッジ手段とヘッジ対象との間に、第 85 項から第 88 項及び付録 A の AG102 項から AG104 項に述べられているような、指定されたヘッジ関係がある場合には、ヘッジ手段及びヘッジ対象に係る利得又は損失の会計処理は、第 89 項から第 102 項に従わなければならない。